

午前 10 時 12 分 開議

議長（重里 勉君） おはようございます。ただいまから平成 7 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において 24 番 島原正嗣君、26 番 真砂 満君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 5 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第 5 号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書 41 ページ以下でございます。

まず、提案理由ですが、地方公務員災害補償法の一部が改正されたことに伴い、これに準じて条例による補償を受ける非常勤の職員の公務災害補償制度について同様の措置を講じるため、本条例を制定するものでございます。

主な内容としましては、まず第 10 条における介護補償の創設でございます。これは近年の高齢化、核家族化、女性の就業率の上昇等により、重度被災職員が民間事業者等から介護サービスを受ける必要が高まっている状況に対応するため創設されるものであります。

また、あわせて支給対象者についても、これまでの常時介護を要する者から、随時介護を要する者に拡大するものであります。本条の改正は平成 8 年 4 月 1 日から施行となっております。

次に、第 12 条の改正でございますが、遺族補償年金の支給水準の改善でございます。本項の規定は、平成 7 年 8 月 1 日以降の期間に係る遺族補

償年金の額について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例によることとなります。

次に、第12条第1項第2号、第3号及び第13条の改正であります。受給資格に係る年齢要件を緩和するもので、本内容の改正については、平成8年4月1日から施行となっております。

また、第17条の改正でございますが、「福祉施設」の名称を「福祉事業」に改め、被災職員が受ける介護の援護及び職員の公務上の災害を防止するための必要な事業が加えられたものであります。本内容の改正は、平成7年8月1日から適用となっております。

その他、第24条については、罰金等の上限額を2万円から10万円に引き上げるものです。本内容の改正は、平成7年8月1日から適用されます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第6号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第6号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げ

ます。議案書 47 ページ以下でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成 7 年 7 月 21 日に公布され、平成 7 年 8 月 1 日に施行されました。非常勤消防団員等の公務災害に係る損害補償は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところになっておりますことから、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、遺族補償年金の支給水準を政令に定める基準に従い改善するものでございます。

なお、施行の期日につきましては、公布の日から施行し、平成 7 年 8 月 1 日以降の期間に係る分について適用するものであります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第 4、議案第 7 号 泉南都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第 7 号、泉南都市計画りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について御説明申し上げます。議案書の 51 ページ以下でござ

います。

まず、提案理由でございますが、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、りんくうタウン南・中地区地区計画の区域内における建築物の制限を行いたく本条例を提案するものであります。

りんくうタウンは、関西国際空港の支援、補完と、地域の環境改善を図ることを目的としており、日本で初めての24時間運用の海上空港の対岸部に立地するという好条件を生かし、国際交流の活性化と快適な都市環境の創造に資することを旨とし、空港と一体となって臨空都市の形成を図るものであります。

このため、地区計画の策定とともに、条例を制定することにより、建築物の用途、規模、配置等を定め、当地区をりんくうタウンの開発理念にふさわしい機能、環境、形態を備えた21世紀を先取りする産業の集積と、これを核とした複合的なまちづくりを図るものであります。

その内容といたしましては、53ページ以降に記載しておりまして、第1条で目的を、第2条で用語の定義を、第3条で適用区域としてりんくうタウン南・中地区地区計画の区域内に適用すると規定いたしております。

第4条で地区区分の名称についての規定を定めております。

第5条では、建築物の用途の制限規定を設けております。55ページ以降の別表1を御参照願いたいと存じます。別表左の欄に掲げる地区、すなわち臨空型産業地区及び複合型生産施設地区内では、同表右の欄に掲げている建物については建築してはならないと規定いたしております。

次に、第6条では、建築物の敷地面積の最低制限を設けております。57ページの別表第2を御参照願いたいと存じます。別表第2では、臨空型産業地区では2,000平方メートル、また複合型生産施設地区1では500平方メートルと規定させていただいております。

次に、第7条では壁面の位置の制限規定として、建築物の外壁またはこれにかわる柱、または高さ2メートルを超える門もしくは塀については、58ページの別表第3に掲げる数値以上後退しなければならないとの規定を設けております。

第8条では、建築物の敷地が区域等の内外にわたる場合の措置規定を、第9条では、公益上必要な建築物などの特例規定を定めております。

第10条では、この条例の規定に反した場合の罰則規定を定めておりま

す。なお、罰金については、泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定との整合を図り、10万円以下としております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——和気君。

2番（和気 豊君） おはようございます。3点ばかり、初めての新しい条例ですから、理解をする上で質問をしてみたいと思います。

1つは、第9条の中に「市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は」ということで、市長の権限で建物の存否が左右されると、こういうことになってくるわけですが、ここで言われている公益上必要な建築物、これは具体的にはどういうものを指すのか、お示しをいただきたい。

それから、罰則規定が盛り込まれている数少ない条例の1つでもあるわけですが、これを見させていただきますと、確かに10万円以下の罰金ということで記されているわけですが、仮に建ててしまって、あと罰金は払うと。10万円以下ですから大した額でもないわけですが、ここに立地してくるそういう企業からすれば大したものではないわけですが、10万円だけでやり得ということにはならないのかどうかですね。いわゆる罰則はあると。ほかに例えばもとのように復させるとか、勧告、命令で撤去させるとか、そういう関係はないのかどうかですね。上位法に頼らざるを得ないのかどうか、その辺もお示しをいただきたい。上位法との関係もこの点でお示しをいただきたい。

それからもう1つ、7条を受けた壁面後退の問題ですね。これで複合型生産施設地区1、A、B、Cとあるわけですが、ここでその右欄、制限の内容で隣地境界線からの距離と。隣地との境界の距離ですね。2,000平米以上は3メートル、1,000平米以上が5、それ以下は壁面後退はどうかになるのか。民法上では50センチというふうになってるわけですが、ここに建てられる建物の性格上、壁面後退50センチ程度でいけるのかどうかですね。危険物を取り扱うような板金塗装なんかの企業が立地してくると、こういうことになってまいりますと、当然隣地との境界というのは大

きなウエートを占めてくると思うんですが、その点こういう規制の仕方で大丈夫なのかどうか、その点もあわせてお伺いをしたい。

以上3点です。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 和気議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、第1番目につきましては、特に市長が認めたものということで、公益上必要であると認めたものという解釈をしております。今ではどういう施設かということがまだはっきりしておりませんが、ちなみに泉佐野市の例をとりますと、警察の官舎及びりんくうタウン駅の駅前広場という2カ所が一応市長が認めたものということで、今現在行っております。

続きまして、罰則規定でございますが、罰則規定につきましては、地方自治法第14条第5項による条例に違反した者に対して、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料または没収の刑に処する旨の規定を設けることができとなっております。今回制定をする条例では、10万円以下の罰金を採用したということでございまして、既に新家駅南地区で条例制定を行っておりますので、それに合わせた形の罰則規定をとらしていただいたということでございます。罰則につきましては、裁判所等に告訴等を行いますので、当然改善とかそれらも含めて行いたいというふうに考えております。

続きまして、壁面後退でございますが、建築物の敷地面積が2,000平米以上にあつては3メートル、建築物の敷地面積が1,000平米にあつては5メートルということで規定をしております。1,000平米以下については壁面後退は指定しておりません。ただし、道路の後退は制定をしております。これにつきましては、隣地境界線付近の自然採光、通風、防災、避難上の安全性等を確保し、良好な都市景観を形成するために一定の緩衝空間を設けたということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） お教ををいただいて理解をすれば、もうこれで了と、こういうふうにしたかったんですが、一々ちょっと引っかかる点がありましたので、申しわけないんですが、9条、これは建築物の制限にかかわる

条例ですよ。そうですね。公園の問題引き合いに出してきて、こんなにも対象になるんや、公益上必要な建築物と、こんな規定をされるとね、ちょっとやっぱり引かかるんでね。さきのやつはよかったですよ。警察官舎ね。ところが、例えば官舎等はやっぱり共同住宅ですから、共同住宅はあかんということになってるわけやからね。住宅はあかんというふうな規定になってるわけだから、泉南市に限ってはね、南浜に限っては。これは先ほど建築物の制限の中にうたわれてるわけやから、そんな官舎みたいなもん引き合いに出してきたら余計ややこしなりますがな。そうでっしゃる。

それから、2つ目のやつは、条例では最低限のものをうたっている、10万円の罰金しかうたえないけれども、上位法では十分にそれを拘束できるんだと、こういうことなのかどうか。条例ではここまでしかうたえないんだと。しかし、上位法がありますよと、こういうことなのかというふうに聞いたんと、それからもう1つ私がお伺いしたのは、いわゆるやり得なのかという、それについては改善等さしていきます言うけれども、その条項はありますかと。私は目を皿のようにして逐一見たんですが、そういう条項ないんですよ。どうやって改善の指導をするんですか。どの条項を適用するんですか。

それから、壁面後退の問題については、道路からの後退じゃなくて隣地からの境界の問題を私言うてるんです。隣地同士、危険物を取り扱うような工場が立地してきた場合に、果たして——ほとんどこれ500平米以上の立地でしょう。500平米以下はあかんけど、500平米以上いけるわけでしょう。まして、地元との共存共栄をうたって、地元の企業等の立地を促進していくと、このところはこういうふうな立場のところですから、そういうことになればいろいろな危険物取り扱う工場なんかも出てくるわけですからね。そういうところとの壁面後退は、民法上の最低規定でいいんですか、取り立ててうたう必要はないんですか、こういうことを聞いてるわけです。

全部お答えになってない。だから再度同じようなことを聞かなあかん。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員さんの再度の御質問でございますけれども、第9条の公益上の関係でございますけれども、公益ということござ

いますから、国家または社会の公共の利益のためになる建物ということの考え方でございます。そのためには公益上かどうかというのは、そのときの申請によって判断をしなければならぬわけでございますけれども、我々としても慎重にその辺の判断はしなければならぬということで、第9条の2項で泉南市宅地開発等審査会の同意を得るというふうになっておりますし、その中でも十分審査をしなければならぬという問題もありますし、第3項では利害関係を有する者の出頭を求めて聴聞するということになってますから、周辺の人からの意見を聞くという制度もございまして、その辺の縛りで公益上の判断をしていくというふうを考えております。

それと、建物が違反した場合、罰金10万円ということでございますけれども、私どもでできるのはこの罰則の10万円ということで、あと違反の場合は司法の手にゆだねるという形をとらざるを得ないのではないかなど。ただ、建物の許認可、建築確認の権限というのは大阪府にございまして、建物の改善等については、特定行政上、府の方で改善指導なりをしていただくということで、十分府の方との連携はとっていかなければならないというふう考えております。

あと敷地境界の関係でございますけれども、1,000平米以下は制限がないということで、民法上50センチという規定でございますけれども、特にこの泉南地域につきましては、地元の工場等の移転等も検討している中で、敷地面積をいろいろと検討した中で、泉南市の事業所での平均敷地面積が655平米であったということで、それよりも最近では事業所の面積が若干少な目になってきているという状況の中で、少なく設定をさせていただいたということでございます。

それと、その中で500平米ということになりますと、ちょっとこの泉南の方の分譲街区から見ますと、一番狭いところというんですか、南3号線に面してのところでは一番狭い距離で60メートルなんですね。それを両方の道がありますから、2分割すると片側で30メートルになるわけです。長辺が30メートルになると短辺が幾らにならなければ500平米にならないかという、17メートルという幅になります。そうすると、やはりそこで1メートルなり1メートル50の規制をかけるということになりますと、地元企業がそちらへ移転した場合、大変小さい建物にもなってくるのではないかとということもあわせて、それと泉佐野、田尻の

関係でも、1,000平米以下については隣地境界は民法どおりということにしておりますので、その辺と兼ね合わせて1,000平米以下の面積につきましては、規定を設けなかったというのが実情でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 3点目ですが、地元企業の立地をよく配慮されていると、こういう点では私も了としたいと思うんですが、しかし、それがために危険、防災上の問題を軽視するというわけにはいかんわけですから、例えば500平米ということになりますと、うちの開発指導要綱の300平米以上ということに抵触するわけですから、そういう面でやはり万全の指導を期すると、こういうことはお願いしておきたいなというふうに思うんですが、そういうことも含めてできれば合い議等、当然消防署の方にも回ると思いますので、危険物取り扱いについては心して指導を貫いていくと、こういう点でお願いをしたいなというふうに思うんですが、その点で総括的に市長、どうでしょうか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の条例制定では、今部長が答弁いたしましたように、小面積につきましては壁面後退規制をやっておりませんが、1つは民法上の50センチ、それからあとは内容によりまして、おっしゃいましたように開発指導要綱等に照らして、開発審査会等もございまして、消防長も今は開発審査会のメンバーに入ってもらってますので、個々の内容によって十分その中身を把握した上で適切な指導をやっていきたいというふうに考えておりますので、今の御意見については今後とも十分尊重していきたいと、このように思います。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 二、三お尋ねしたいと思うんですが、56ページと57ページに関連してですけれども、臨空型産業地区の中にいろんな制約、制限が両方ともあると思うんですね。問題は、例えば臨空型産業地区の中には、特に私がお尋ねしたいのは、8番のところですけども、キャバレーというの生まれてまだ行ったことないですが、市長はよく精通していらっしゃると思うんですが、キャバレーとはどんなものか。ナイトクラブとか、ダンスもまだ踊ったことがありませんので、そういうことも含めて精通な

されてる市長さんにお伺いするんですが、特に僕の聞きたいのは料理店で
すね。この産業型の地区に——料理店という定義はどういうことなのか、
昼飯の飯屋というのは最近国道にもできてるんですけども、人が集まるの
にそこに食堂の一個もないということではいかなものだろうかという
ふうな感じもするわけです。料理屋と食堂はもちろん違うんですが、そう
いうたぐいのものも一切あかんのかどうかですね。これが1点です。

キャバレーとか、難波へ行きますとメトロとか何やらとかいうていろい
ろ書いてるんですけども——いやいや、見るだけで僕は行ったことないん
で、どんなのかわからんのですが、そういう風紀的な問題もあって恐らく
だめだと言うてると思うんですけども、逆にそういうものがあつた方がお
客さんがたくさん来てどうかなというふうな感じもするんです。

それと、複合型生産施設地区の〔A〕ですね。この中の規制も若干書い
てるんですが、この中には今言ったキャバレーとかナイトクラブというよ
うなたぐいのものは書いてないんですけども、ここの複合型生産施設地区
のAの中では、そういうふうなものはいいのかどうかですね。これが1点
ですね。

同じく57ページのB、Cと書いて結んでるんですが、この中でも今申
し上げましたようなキャバレーとか料理店はあかんと、こういうような規
制がございますけれども、人が集まり産業が集まる中に、高級なレストラ
ンとか料理屋というのはあかんでしょうけども、最近一般の大衆の食堂で
も料理屋に等しいような、きちっとした、外観から見てもおいしそうなお
店というのができてるわけですけども、そういうたぐいなのもあかんのか
どうかですね。産業と人と、人が来れば飯を食わないかんわけですから、
あるいは喫茶店もあかんのか、そういうことも含めて一回御答弁をいただ
きたいと思います。

以上です。

議長（重里 勉君） 馬野都市計画課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 島原議員の質問にお答えいたします。

臨空型産業地区と複合型地区の建築制限ということで、料理店のことを
言われたと思うんですけども、料理店につきましては、私の解釈では、仲
居さんがおりましてお酒等の接待をするということで、これにつきましては
一応風俗営業法の中に入れておりまして、臨空型産業地区では、法律上

は可能なわけなんですけども、今回の建築制限でだめだということで制限をしております。

複合型の方も、同じく料理店とかキャバレー、ナイトクラブにつきましては、A地区については法律上だめということですので、これはできないところでございます。複合型のB、C地区につきましては、法律上は可能ですけども、今回の制限で制限を加えているということでございます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） これはあれですか、僕の聞きたいのは、高級料理屋はあかんにしても、それでは喫茶店とか一般的な大衆の皆さんが食事される食堂くらいなものは許可されるのかどうかですね。そこらあたりも法律的に規制をされて、だめなのかですね。どうですか。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 質問にお答え申し上げます。

喫茶店とかちょっとしたレストラン、食堂、そういうようなものについては可能となっております。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） それならそのように、ある程度明快に書いといてくれないと……。食堂でも仲居さん——仲居というものが昔の用語かどうか、ホステスみたいなサービスの店員さんがおられましてね。ですけども、どこまでが料理屋なのか、どこまでが食堂なのかというふうなね……。例えば「はや」なんかへ行くと、ちゃんと着物を着たお姉さんが、洋食ですか和食ですかというて、あんなところは決して高級料理屋でも何でもないと思うんですけどもね。

ですから、一定の基準、規定というものをやっぱり——例えば喫茶店はいいとか、あるいは大衆食堂はいいとかですね。そうでないと、いいやら悪いやら、一切高級料理屋はあかんと、こういうふうに書かれると——もう少し細則の段階が何かで一般市民にもわかるようにちょっとお願いをしたいと思うんですけど。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 島原議員さんの御質問でございますけれども、この規制は建築基準法上、用途地域の中で建てられるもののうち、このりんくうタウンの中で建てられないものを制限してるということでございます。

て、法律上建てられる可能なものと、その中で建てられないということは相当細かい表がございますので、後刻わかるように整理いたしまして、資料として出さしていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 問題は部長ね、そういうことが僕らも知りたいのですね。きょうの議会に間に合わなかったら別ですけども、間に合うようでしたらちょっと皆さんに、どういうものがよくて、どういうものがあかんのやと。ある程度アウトラインは書いてくれてるんやけども、例えば高級料理屋の制限とかですね。例えばカラオケでもそうでっしゃる。カラオケの好きな、私は余りカラオケ好きじゃないんやけども、最近大衆の人生を生きるための1つの憩いの場として、これはどこにでもあるような感じですけども、そういう例えばカラオケ喫茶とかね、これはなかなか解釈が難しいです。だから、そういうことまで細則でつくっておられるなら、議長どうでっしゃる。時間が余りかかったら議長も議事運営でなんでしようけども、できるんやったら今出してほしいなというような感じもあるんですが、どないでっか。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） えらい済みません。ちょっときれいにお示しできる表というのはまだできておりませんので、新たにつくり直さなあきませんので、ちょっとここで建築可能な建物と制限する建物を御報告だけさしていただきまして、資料を後ほどということをお願いしたいと思います。

まず、臨空型産業地区における建築物の用途の制限でございますけれども、その中では建築基準法、法律上、準工業地域で建築可能な建物といたしましては、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿等で一種住専不適格の兼用住宅、幼稚園、小・中・高等学校、それと大学、高専と病院、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、事務所、ホテル、旅館、ボウリング場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの、劇場、映画館、演芸場または観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、パン屋、菓子屋等、食品製造工場、作業場、床面積50平米以下、150平米以下、150平米を超える工場、それと営業用倉庫、50平米を超える車庫、自動車教習所、15平

米を超える畜舎が、19項目にわたって建てられる建物になっております。

そのうち規制させていただいておるものが、一番最初に言いました住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿等一種住専不適格の兼用住宅、幼稚園、小・中・高等学校、マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの、劇場、映画館、演芸場または観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、これは風俗営業法に係るものでございます。それと自動車教習所、15平米を超える畜舎、9項目を規制させていただいております。

次に、複合型生産施設地区のA地区ですね、工業地域の関係でございますけれども、これは建てられるものとしては、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿等一種住専不適格の兼用住宅、図書館、博物館その他これらに類するもの、店舗、飲食店、事務所、マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの、パン屋、菓子屋等、食品製造工場——これは一定規模以下でございます。作業場、床面積50平米以下の工場、床面積150平米以下の工場、150平米を超える工場、危険性大、著しい環境を悪化させるおそれのある工場、営業用倉庫、50平米を超える車庫、自動車教習所、15平米を超える畜舎、危険物施設、合計16項目ですか。

この中で規制しているものとしたしまして、住宅と共同住宅、寄宿舍、下宿等一種住専不適格の兼用住宅、それとマージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの、自動車教習所、15平米を超える畜舎となっております。

次に、複合型生産施設のB、C地区、これは準工業地域でございますけれども、この用途は、先ほど申しました臨空型産業地区における建築物の用途、建てられるもの、準工業地域と同じものが建てられるようになっておりますが、そのうち規制しておりますのが、住宅と共同住宅、寄宿舍、下宿等一種住専不適格の兼用住宅、マージャン屋、パチンコ屋、射的場その他これらに類するもの、劇場、映画館、演芸場または観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、自動車教習所、15平米を超える畜舎というふうになっております。

以上でございます。後ほどできるだけ早いことつくらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔島原正嗣君「議長、もう1点だけ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） もうこれでやめますけども、ちょっと今おっしゃってる内容というのは、よくわからないんで教えてほしいんですが、本来準工地域というのは、キャバレーやとか、今言うような風俗営業に属するような、例えばモーターなんかでも風俗営業の1つやと思うんですけども、一般的な準工地域の中にはそういうたぐいのものがあるのか悪いのか、制限されてるのかどうかですね。これはたまたまりんくうだから準工地域には値するけれども、そういう制約、制限をするということなのか、教えていただきたいなと思うんですわ。

それともう1つは、自動車学校の問題がここに書いてるんですけども、例えば大学、高校、専門学校がよくて、自動車学校がある意味では風俗的な判断に値するのかわかりません。ある意味では教習所なんかは、もう全市民的な立場で自動車の運転免許なしでは生活のできないような時代ですから言ってるんですけど、恐らく自動車学校はあそこには行かんと思うんですけども、学校と名のつく——自動車学校とよう呼ばれますからね、専門学校等がよくて、自動車学校のあれがだめだということは、これはどういうことなのかですね。法律上のどういうところが問題なのか、ちょっと教えていただきたいなと。

以上です。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

準工につきましては、今おっしゃられましたキャバレーとか料理店とかナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものにつきましては、法律上は可能でございます。しかしながら、今回制限を行っております。これにつきましては、国際的な企業活動や研究開発を積極的に行うための空港支援産業及びこれに関連する臨空型ハイテク産業等を配置するという目的になっておりますので、自動車教習所も含みまして一応制限を加えております。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 自動車学校の関係の解釈をちょっと教えていただけますかな。それと、えらい申しわけないですけども、そんなきれいなことばかりで準工地域であるのに、いわゆる空港支援型の産業を中心にした

規則、規定をつくってるようですけども、問題は今の時代たくさんの労働者なり勤労者なりサラリーマンなりが寄ってくるまちに、そういう食堂があってはだめだとか、あるいは一定の高級料理屋があったらだめだとか、カラオケ喫茶があったら——カラオケのことについては御答弁ないですけども、そういうものがあつたらだめだとか、ただきれい事で物事を決めるということではなくて、そういう一杯飲むのれん街もね、たとえそういう地域であっても、大衆が仕事を終わって、そこでお互いに酒を酌み交わして人生を語り合うということも、これは臨空型都市の中ではぜひ必要なことですよ。

ただ、例えば松下電器とかトヨタ自動車とか、そういう一流のメーカーを引っ張ってくるんでなしに、そこで仕事をした後の大衆の、大勢の市民が、勤労者がその1日お互い汗を流した結果を話し合えるという場も——どこにつくれということじゃないけども、そういう地域、そういう場所もやっぱり考えてあげなきゃいかんじゃないですか。私はそういうふうな気がしますけどな。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

この地区計画につきましては、整備方針というものがございまして、臨空都市にふさわしい空港支援産業の立地を図るということで、良好な都市環境を創出するというので、地区計画の整備方針を行っております。それに、地区計画の整備方針に合致しないということで、住居系、学校とか、マージャン屋、パチンコ屋、射的場等風俗に係るもの、それと自動車教習所等、それらに制限を加えております。

また、風俗に係るものは別といたしまして、その他の飲食店、食堂、レストランとか喫茶店、そういうものを許容しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 議論の中でも明らかにはなっておると思うんですが、準工業地域といういわゆる何でも建てれるようなところが1つあって、それではということで、当初の予定の市街地の環境整備、いわゆる住宅、工場が混在しておるといふところの解消と、それから空港支援のそういう企

業というんですか、施設を建てるということで貴重な海を埋め立てたと思うんですが、これは空港関連の施設は余り現在のところは応募してないと思うんですが、一方我々に大変重要な市内の工場、零細——零細と言っていいのかどうか分かりませんが、小規模な企業がここにこういう形で入っていくことは制限するという中では、どういうふうな配慮がされて、どれぐらい進出が可能なのか。その辺のお考えというか、条例をつくるに對しての配慮はどういうふうに生かされておるのかですね。

公園の面積もかなり議論の中で、大阪府とのお話の中でかなりふえてきたと思うんですが、基本的に中心はやっぱり空港の支援と思うんですが、それが現在そういう進出がなくても空港は機能してるわけですからね、相当社会状況も変わってきて、必ずしも空港の前にそういう空港関連の企業がなければならないということでないことは、事実としてもうスタートしとると思うんですね。そうなってくると、ここの埋めたとこの後の利用というのは、単に工場を建つように誘導していいのかどうか。そういうところから見れば、制限の範囲が適当なのかどうか。そういうところは当然議論されたと思うんですが、その辺の御説明をいただきたいと思います。

それから、市長の裁量権の中で、公益上必要とするものはいけるとなるとるんですが、そこで縛りがあるのが宅地開発等審査会の同意を得なければならないということと、それから利害関係者の聴聞ですね。この辺はどの範囲になるのか。あこはすぐ近くに古い町並み、住宅があるわけですから、そういうところの関係で利害関係者というのは、そういうところも含まれていくのかどうかですね。

それから、この宅地開発審査会が行政と一定、きちっと違う立場で審査ができる組織なのかどうか。現在の審査会の組織の内容と、今後審査会をどういうふうに持っていくのかの、その辺もあれば御報告をいただきたいと思います。

以上です。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 小山議員さんの御質問にお答えいたします。

条例をつくるについて市内の工場への配慮ということでございますけれども、先ほどの和氣議員さんへの御答弁もいたしましたように、特に市内の企業が今持っている工場の敷地面積というのが655平米、これは泉南

市の事業所を対象に調査をしたわけでございますけれども、そういう中で最近特に敷地面積が少なくなっている傾向にあるということで、500平米にして購入しやすい形の制限をさしていただいたというのが、我々のこの条例をつくるときの配慮でございます。

それと、宅地開発審査会の関係でございますけれども、メンバーといたしましては助役を頭に市の部長がメンバーとして入っております。

それと、利害関係の聴聞の関係でございますけれども、これは建築基準法の48条を引用させていただいております。建築基準法の48条の聴聞会の関係は、その計画地から半径300メートルの圏内に立地するものに適用するというようになっておりますので、それを準用して運用したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 市内の業者の平均が600平米ということで500にしたという、それだけで市内の業者がそこに進出していけるのか、壁面後退とかいろいろな問題があって、かなり厳しい条件にはなると思うんですが、そういう点での運用に当たって、そういう人たちがやはり当初の目的どおり行って、泉南市全体が工場と住宅が、このりんくうタウンで示されておるような形態ですね。環境——企業活動を起こすにおいて住宅を排除しとるというのはそういう問題だろうと思うんですが、泉南市全体の環境整備をここでやっていくということになれば、先ほども言いましたように空港関連の企業が来ない状態ですから、むしろ泉南市内の工場の整理というのか、そちらに集約していくということが重点的になるのが私は大事だろうと思うんですが、その辺で単に平米数を現状に合わせちゃったというだけではなしに、いろんなこれからの配慮が要ると思うので、その辺は運用に当たってはぜひお願いをしたいと思います。

それから、審査会は市の関係者が審査会にまたそのままイコールであるというのは、市が審査してもらうわけですから、むしろその辺は市民の立場に立った人たちがイニシアチブを持って、そういう審査ができるように私はする必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺の審査会のあり方についてもちょっと方向性を示しておいていただきたい。

それから、300メートルとなると、これはどうなんですかね。旧

市街地は十分エリアに入るのかどうか、この辺をひとつ御報告をしておいでいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 再度の御質問にお答えいたします。

審査会の関係でございますけれども、現段階では今のメンバーで今後も進めていくというふうな考え方でおります。どうぞよろしく。

それと、300メートルが旧市街地に入るかということでございますけれども、旧陸地側に寄っている宅地につきましては、300メートルの区域が入るといふふうに考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） いや、そういう答弁じゃ困るんですね。私は、やはり市が審査をしてもらわなければならないわけですから、そこに助役なり市の人イニシアチブをとるような組織は問題じゃないかという質問をしたわけですから、そのままいくという答弁でもいいと思いますけれども、その場合、そういう私の懸念に対してはこうこうこういう理由で心配ないですよという答弁をいただかないと、今までどおりやりまんねんでは、ちょっと答えになってないですよ。ちゃんとそういう趣旨に合って答弁してください。

それから、ちょっと先ほど指摘を忘れたんですが、空港関連の企業が来ないのはもう大体ははっきりしておりますわね。そうすると、工場を建てるとなると、いろんな工場が来るといふ可能性があるわけでしょう。そうすると、制限の中にまあ言えば企業というのはいくらかの形で自然に対して汚すという問題を持つわけですから、学校とか共同住宅とかというのは、むしろ私は現状からいったら制限項目から外す必要があると思うんですよ、そういう状況からいえば。

しかし、あくまでも空港関連の企業にまだいけるといふことであれば、そう誘導されると思うんですが、もう取っ払って工場を専門的に誘致する、建てていく場所にするとなれば、私はちょっと初めの埋め立ての趣旨からいったら矛盾すると思うんですよ。大事な海を絶対必要だといふことで埋め立てたわけですからね、その目的が今になって実現できない状況であれば、むしろもっと自然を破壊しないような施設建設を誘導すべきだと。だから、今回の条例提案の中では、むしろ学校とか共同住宅とか、そういうものこそやはり制限から外す必要があるんじゃないですかね。

そこらはまだ空港関連の何が来ると実際想像しておられるのか、具体的にね。まだ泉佐野にもいっぱい土地はあいとるわけですから、そういう点では泉南市のりんくうタウンの使い道というのは、一般的な工場がどんどん来る以外にないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

先ほどの島原議員の質問と似通ったところがあるわけですが、空港支援産業ということで、これに関連する臨空型ハイテク産業ということで一応配置をするということで決めております。その中では、工場だけじゃなしに、先ほども申し上げましたけども、その中の大学、高等専門学校、病院、それから図書館、博物館、その他これらに類するもの、店舗、飲食店、事務所、ホテル、旅館、ボウリング場ということになっております。以下、住居系は一応制限を加えておりまして、今申し上げたものにつきましては制限を加えておりません。それとあと、工場系と流通系ということでございます。

議長（重里 勉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方からは開発審査会の件でお答えいたしたいと思っております。

私どもの開発審査会は、今現在でも開発の指導、そういう形で行っておりますが、特に都市環境を確保する目的を持って行っております。したがって、これは市長の権限の範囲ということになるんですけども、我々は、市の関係する内部でそういうものが関係性がありますので、その辺の関連性を十分協議いたしまして、市長に申達するというふうな形をとっております。

したがって、そういう観点からも、今行ってる私以下関係部長がメンバーになっているところでございます。したがって、そういうことですので、やはり将来的にも内部のこの体制でやっていきたいと、かように思っております。よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） これで終わっておきたいと思うんですが、そういうことを審査会の側から言うというのは、僕は問題だと思うんですね。審査会

がそういうことでやっていきたいと思うと。審査会というのは、市長が任命されてあるわけでしょう。それは市長が市民のために、1つの制限があるのにそれを超えてやる場合に、いいのかどうかということを知るときに、自分の組織の中の人をそのまま組織でやって、それが市民から見れば公平に客観的に判断したのかどうかというのは、僕はなかなかそういうふうには受け取れないと思いますよ。それをその側におる人がそれでいきたいと思いますという答弁は、ちょっとおかしいと思うんですね。

市長がだれを審査会のメンバーの中心、イニシアチブをとれる人にするかという、そういう組織の性格の問題ですから、市長自身がそれをどう考えていらっしゃるのか。自分だけで判断したらいかんから、参考として聞く場合に、庁舎の助役等だったら常に聞いとるわけですから、そういう点ではやはりどうかという問題提起をしとるわけですから、その答えをする側は、審査会の方からしてもろたって僕は困ると思うんですね。それはそういうことにしときます。もしお答えいただければ、していただければ結構ですけども。

それから、ハイテク産業で、それは空港支援施設じゃないですよ。空港を利用する施設かもわかりませんがね。そんなんだったら何も海を埋め立てる必要はないわけですから、そういう点ではもう少し目的が、埋め立てたけども、結局はその埋め立ての理由は取ってつけた理由だったということにしか今なっていないわけですからね、やはり自然を守るという点から、土地の利用についてはもっとちゃんと考えていただきたいと。将来の人たちのためにも大変大事な自然ですから、その辺はよろしく願いをしておきたいと思います。

さっきも言いましたけども、同じ組織が違うところでやってというのは、きょう議事録出していただきましたけどもね、ほとんど異議なしですからね、全く議論されてないんですよ。それが実態ですから、それを参考にさせていただいて、ひとつよろしく願いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 簡単に1つ聞きたいんですが、ここに出されておりますりんくうタウン南・中地区、これをちょっと地図で示してもらえますか。

〔林 治君に地図を示す〕

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 議長、今これをちょっといただいたとこなんですけどね、私、こういう文書で、特に地域にかかわることですから、ちゃんと地図があれば地図を事前に配って、それを見て論議ができるように——この中でもいろいろと論議はされておりますが、文書を見るといろいろ、A、B、Cだとか出てるんですよ。複合型生産施設地区1——1ですよ。1、A、B、Cとあるんですよ。そんなん議長わかってますか。できたらこの地図は事前に全員に配ってほしいなと思うんですよ。そうじゃないですか、市長。論議の前提の問題ですよ。これ、今初めて見ますよ。

だから、質問の以前の問題なんですよ。この中に例えば防潮堤は入るのか入らないのかですね。ちょっとそのことも含めて、この地図でね。

議長（重里 勉君） ただいまの林議員の資料要求でございますが、現在手持ちがあるということでございますので、早急に自席の方へ配らしていただきます。

〔資料配付〕

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） できたらこの地図に基づいて、南・中地区地区決定として言われるところはどこになるのか、まずきちっと説明をしていただきたいなというふうに思います。それから、今野球場をつくっているところはどこになるのか。このうち既に売却してるところもあると思うんですが、特にその辺もわかるようにしていただきたい。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 御説明申し上げます。

臨空型産業地区につきましては、区画道路南10の1号、区画道路南10の2号から……（林 治君「ゆっくり言うてくれんとわからへん。これ、どこに書いてあるか追うていかなあかんでしょう。真ん中あたりとか右端やとか」と呼ぶ）ちょうど色で薄紫色と、それからちょっと濃いブルーと薄いブルーと分かれてると思います。それから、南部処理場のところにつきましては茶色に分かれておるとは思いますけども、その薄い紫色ですね、そこで区画道路南10の1号、区画道路南10の2号というのがあるわけなんですけども、そこから樽井、男里寄りの泉佐野田尻泉南線に囲われた部分につきましては、臨空型産業地区ということでございます。

それと、そこから南部処理場との間ですね。薄い目のブルーのところですけども、これにつきましては複合型生産地区のCということでございます。

それと、その区画道路南10の1号、10の2号から北側の濃いブルーの方につきましては、複合型生産施設地区のBでございます。

それと、その前面ですね。緑地10号、緑地9号と書いております薄いブルーのところにつきましては、複合型生産地区のAでございます。これは工業地域の方でございます。

それと、ソフトボール会場につきましては、ちょうど泉佐野田尻泉南線と南部処理場の間に挟まれました緑地3の2号というところでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 松村空港対策室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） りんくうタウンの分譲済みの箇所について御説明をいたします。

左側の方からごらんいただきまして、下水処理場の下、これは番号で言いますと1のCというあたり、このあたりは三菱ふそうに売却中でございます。所有権移転登記等はまだいずれの企業も済んでおりませんので、そういうことで御理解願います。

それから、場所的に言いますと、信達樽井線の緑地6号と書かれております付近、ここがレンタルのニッケンに売却中でございます。

それからもう2カ所ございますが、そのうち3カ所目はその右側の方に緑地7号と書かれておるところ、ここが日本振興に売却手続中でございます。

あと1件、ずっと右の方へ目を移していただきまして、緑地10号と書いてありますところの右側半分が南海電気鉄道ということでございます。

あと1社、現在審査中ということになりますが、北材木店の関係で、左の方の複合型生産施設地区の右肩のところ、計5カ所が契約手続中あるいは審査中ということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 防潮堤につきまして説明申し上げます。

防潮堤につきましては、この地区計画の中には入っておりません。内陸部の道路になると思われます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 57ページの別表2、建築物の地域面積の最低限度ということとの関係なんです、ここで臨空型産業地区2,000平方メートル、複合型生産施設地区1〔A、B、C〕500平方メートルと書いてるんですが、臨空型のところが全体で何平方メートルで——2,000平方メートルというふうに言うておるのか、建築物の敷地面積の最低限度ですから、1つのものの最低限度の面積というふうに言うておるのか、ちょっとそのこのとこ、この文書だけではわかりにくいので、説明していただきたいんです。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 臨空型産業地区の2,000平方メートル、複合型生産施設地区の500平方メートルということにつきましては、これは敷地面積でございます。

〔林 治君「敷地面積はわかってる。何のための敷地か。この数字が何を言うてるかと聞いている」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今回規定さしていただいております2,000平米というのは、建築物の敷地面積の最低限度ということで、1つの建物を建てる場合、2,000平米以上なかったら建物を建てられませんよということの規定でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） これ以上のものでないとだめだという逆な制限ですね。

それで、ちょっとわかってきたんで質問さしてもらおうと思うんですけど、ここには当初埋め立てのときに環境庁の許可云々の話ありましたですね。認可ということがありましたけども、よく言われてきたんですが、このりんくうタウン内での今言われているこれらの以外のものについては、結局地域の環境改善と、それから空港支援というものに分かれて、この地域ではこういう性格の建物を除いた以外のものはよいということになると思うんですが、特に私、気になっておりますのは、準工でなく工業地における公害企業というか、公害を発生し得るような企業との関係の問題なんです、それらについての制限はあるんですか、ないんですか。公害型産

業というか、そういう言い方をしたら悪いかわかんけども、公害物を発生するようなものですね。煙突つけて煙ボンボン出してとかね、平たく言えば。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 御答弁させていただきます。

工業地域でございますから、工場が立地するということは当然予測されるわけでございますけれども、分譲のときにその辺の公害の關係の契約のときには、やはり縛りというのが入ってくるというふうに考えておりますし、我々としても公害があってはならないというふうに考えておりますんで、その辺は十分企業局と連携をとりたいというふうに考えております。それとあと、泉南市にも公害防止条例の關係もございますから、その辺をすべてにらみ合わせて今後進めていくという考えでおります。

以上です。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） いろんな制限を加えながら、少なくとも例えば学校つくったらあかんとか、そういうものまで制限しながら、分譲の際に配慮されるではおかしいんじゃないですか。まさにこういうときに、そういう公害なんかも規制する内容のものとして考えていただかないと、そんな樽井の浜を埋め立てられて、そこへ公害企業がぼんぼんできて、今土地売れないからそんな企業でも来てもらてやってもら方がいいんだというようなことになると、後々大変ですよ。分譲の際にしか——しかし、買う側は金出せば買えるんだらうということになりますよ、これ。金出せば。そんなことやられたら大変ですがな。公害防止条例とはまた別な問題ですがな。それこそここにそういうものが立地してはならないことを明確にすべきですよ。そうじゃないですか。書いてないということは、それは許されるということなんですよ。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 林議員さんの御指摘も我々理解はできるんですけども、今回定めさせていただいておりますのは、地区計画に基づいての建築物の制限ということでございますから、既にこの地域につきましては工業地域なり準工業地域ということで進めておりますので、その辺で御理解を賜りたいと思います。公害の問題についても、今後我々としても関係機

関と十分調整をして防止に努めるということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） ちょっと今の答弁、矛盾してるんですよ。分譲の際にて、分譲権はだれにあるんですか。市長にあるんですか。ないということはわかってる話なんですよ。それでしか制限ができないようになってるのにな。しかし、この地区計画の中でいろんな制限はできるんですよ。そのための条例なんでしょう。

最近の公害の問題は、例えば私は詳しいことわかりませんが、最近のコンピュータの部品というんですか、ああいう電子関係のあれでも物すごい公害出すんですよ、実際上は。中をきれいにするために外に全部出すんですよ、逆に言えば。そういうものの廃液だとか空気だとか、大変だということになってます。そんなことを海岸のところでやられたら大変なんですよ、泉南市全体が。海の生物に対してもそうですしね。

だから、ここで例えばそこへ軽電機というんか、そういう製品の工場が来ると。ここは工場地帯だから、しかも買い上げてくれる、ありがたいということで大阪府が売ったら一体どないなるんですか。ここで規制の何らかの内容がなかったら、全部オーケーになりますよ。この中には工業地域と準工業地域とあって、その工業地域の中では相当緩やかなものとして活動されることになってくるんじゃないですか。その点を心配してるんですよ。

だから、その点について、どんな形で出てくるかわかりませんからね。今の地場産業の範囲であるかどうかということと、地場産業の中にもいろいろ問題、実際上こういうところに来てもらっては大変だというものもありますからね。その辺は言葉で十分配慮するとかということだけでは、そこまで権限が、議会でそう言うたからというだけであるかどうかという問題なんですよ。そしたら、こんな条例も要らんわけですからね、やっぱり条例の中できちっとするということが必要じゃないかなと思うんです。

そういう点を含めると、あともう1つ、こうやって地区計画でこういう制限をやっていくと。きょうの議案の中にも、あと新家の方のこともありますけども、こういうことで例えば今度も問題になってる海会寺埋文センターをつくるあの地域も、こういうことをやればできるわけでしょう。こ

うということも含めて一緒にまちづくりの一環として、全体にこういう制限をやっていけるならやるべきではないかなと、条例つくってやれるわけですから。そういうことも含めて、これは市長、ひとつお答えいただきたいんですがね。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 公害の方については後ほど空対室長からお答え申し上げますが、この条例といいますのは、第1条にも書いておりますように、基本は建築基準法でございます。それが基本法でございますして、その中で市町村で地区計画を定める場合に特別に建築規制条例がつかれるというものでございますから、建築基準法を超えるわけにいかないというのが1つございます。ですから、これはあくまでも箱物といいますか、用途の制限というか、建てられるものの制限という範囲内では決められないということでございますんで、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。もう1つの環境上の歯どめにつきましては、後ほど室長の方からお答え申し上げます。

それから、ほかでもこういうものを使ってまちづくりをやるじゃないかというお話でございます。そのとおりでございます。ただ、これをやる場合には、非常に細かい、法を超える制限を加えますので、その場合にはその地域の権利者、いろんな権利をお持ちの方々の発案が1つ——リードは行政がやるにしても、地域で住民ぐるみのまちづくりというのがこの地区計画の思想でございますして、そのために泉南市でも都市計画定める場合の手續条例を以前御承認いただいてつくっておるわけなんですけども、住民の方々のほんとに大多数といいますか、あるいはほとんど全員に近い合意形成というのが必要でございますして、それらの説明会とかあるいは意見照会とか、いろんな形をやって決めていくということでございますんで、そういう御理解があれば、それぞれの比較的細かいエリアにおいてもそういうことが定められるということでございますして、最終的には市の都市計画審議会、府の都市計画審議会承認と、こういう形になりますので、よろしくをお願いします。

議長（重里 勉君） 松村空港対策室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） 公害防止の関係等の関係でお答えをいたします。

りんくうタウンの分譲条件といたしまして分譲要綱等に定めておるんですが、各種協定等の遵守ということで、地区計画等の法令に定める事項のほか建築協定等まちづくりに関する協定を定める事項の遵守が義務づけられますというのがまず大きな点でございます。公害防止については大阪府及び地元市の環境担当部局と十分協議し、その指導に従っていただくことが義務づけられますということで、まず分譲条件がございまして、建築等に関する条項で環境対策といたしまして、公害防止のため関係法令の定めるところにより防除措置を講じていただくとともに、地元市と公害防止協定を締結していただきますと、こうなっておりますので、この点で分譲に至るまでにそういう公害の排除という措置がなされるよう定められておるといふふうに御理解いただきたいと思っております。

〔林治君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第8号 泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第8号、泉南都市計画新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書の59ページ以下でございます。

まず、提案理由でございますが、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律による改正後の都市計画法の規定に基づく用途地域を施行するに当たり、新家駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限について改正後の建築基準法の規定と整合を図る必要から、本条例の提案を行うものであります。

次に、内容につきましては、61ページでございますように「まあじゃん」を片仮名表記に改めるとともに、「勝馬投票券発売所、場外車券売場」を追加するものであります。

なお、これにより条例の該当箇所の条文は、「マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの」となります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第9号 泉南市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第9号、泉南市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書の63ページ以下でございます。

まず、提案理由でございますが、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律による改正後の都市計画法の規定に基づく用途地域を施行するに当たり、泉南市ラブホテル建築規制条例の規定と改正後の都市計画法の規定との整合を図る必要から本条例を提案するものであります。

次に、内容につきましては、都市計画法の一部改正に伴い、住居系用途地域が細分化されたため、「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域」を「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域」に改めるものであります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——真砂君。

26番（真砂 満君） 簡単にお聞きをしたいと思うんですが、今回の条例の改正については、都市計画法の改正に伴うということで、その辺はよくわかるんですが、今回の改正するに当たりまして、ほかの項目についても検討されたのかどうかお聞きをしたいんですが。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 今回の提案につきましては、新用途地域に移行ということで、住居系の3用途から7用途に変更したということで、その辺の文言の訂正をさせていただくということで提案したもので、ほかにつきましては一応今のところ検討はしておりません。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 一般質問した経過がありますので、その辺のことについてもお聞きをしたいんですけども、せっかく条例を改正するわけですから、現行の条例の中で実際にやり切れていない問題があれば、当然その辺も見直すことを前提として検討をせないかんと思うんですよね。私、指摘しましたように、現実にきちっとその条例に基づいてできてるものであれば、それはそれでいいというふうに思うんですけども、現実はどうなっていない。私は指摘しましたが、理事者の皆さんはだれ一人認めようとしていないわけですから、この辺きちっと議論をさせていただきたいんですけども、再度お聞きしますけども、課長の方は現在、今でもないと

いうふうにお考えですか。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） やはり好環境と青少年の育成を守るという立場から、今後このラブホテル規制条例等をもう一度再検討して、改むべきところについては改めたいというふうに思っています。また、地域的な面もございますので、その辺も現状調査等を行いまして、それらも含めまして今後検討をしてみたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 改めるべきは改めるということですから、多少は問題はありというふうに考えられておると理解をさせていただいていいのかどうか、ちょっと今の答弁ではわかりにくかったわけなんですけども、現実に関係審査会、またホテ審を經由して事前協議という一連の流れはわかるんですよ。確かに、そのような流れの中で問題がないという判断の中でされてるというふうに思います。それはあくまでビジネスとして申請をされて建築をされているということでありますから、現実としてそのとおりビジネスホテルが完成されていれば問題ないというふうに思うんです。

ただ、担当者の方でも実際に明らかにラブホテルやということがわかってながら、そういった申請で出されてきたら何も言えない状態であると、これが現実でしょう。そのことを私は強く指摘をしておきたい。そのことの改正は当然やっていただかんと、だまされてるんですね、結果として。そのことがほんとにいいのかどうか、答えをもらうまでもないというふうに思います。

それと、参考にしていただきたいんですけども、あなた方はビジネスやおっしゃっておりますけども、営業されてる方は、私ここはラブホテルですよおっしゃってるんですよ。その事実をどういうふうに見るんか、その辺についても御見解を示しておいていただきたいというふうに思います。

その1つの事例は、ある人をお願いして電話をかけさせていただきました。そのときには、うちはラブホテルですよ、ビジネスでございせんからというふうに言われたそうであります。私も自分の目で確かめて、部屋の方にも行きたかったんですけども、またこれ人に見られたら何を言われるかわかりませんので、それは差し控えましたけども。

それともう1点、ハローページ、電話帳がありますね。そこにもきちっとラブホテルの案内の項で、ある業者のホテルが出てるんですよ。その事実もどう見るんか、御見解を示していただきたいというふうに思います。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 説明申し上げます。

我々は、ラブホテルとしての申請の受け付けとか、そういうふうなことについてはしておらないという解釈をしております。しかしながら、前の一般質問のときにも言いましたけども、実際立入検査等を行った時点では、そのような確認申請等に合致したような形で一応やっております。それは立入検査等で確認しておりますして、それから後、設備、構造の改造とか、そういうふうな面がなされておるといふことにつきましては、今後とも立入調査等を行いまして十分に改善命令等を行っていきたいというふうに考えております。

それと、電話帳とかそういう面ではラブホテルということで記載されてるといふことですが、その辺はちょっと私まだ見たことがございませんけども、その辺の面も含めまして行政指導を今後とも行っていきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 回数関係もありますんで最後にしたいとは思いますが、立入調査をされるといふことですから、ぜひともしていただきたいというふうに思います。

それと、指摘をしておきたいのは、営業前に、建てたときには当然そういうふうな形になってるでしょう、多分。それでオーケーやというふうに通常なるわけですが、問題は、一般質問のときも言わしていただいたと思うんですけども、一晩で改装してしまうんですよ。これが現実なんです。そのことも実際担当されてる方は知ってはると思うんですよ。知ってても目をつぶらないかんという状態ですよ。そのことに問題があると私は指摘してるわけですから、そこらは十分こちらの意図することを把握していただいて、きちっとしていただきたいというふうに思います。

最近新しいところがありましたけども、それ以前にも何カ所かあって、ある1つのホテルではいろいろ問題になったホテルもあるようでございます。その詳しい経過は私わかりませんが、聞いてるだけでございますの

で、そういった経過もあるということ踏まえておいてほしいというふうに思います。

建築後の立入調査をお願いするのと、実際そやけども、一たん営業してしまってから改善さすというのは、事実上の問題としてなかなか困難な問題であるというふうに思いますから、そこはやはり建築するまでのところをどういうふうに縛りをかけていくのか、そのことが重要じゃないかなというふうに思います。

それともう1点、必ずしもね、ラブホテルそのものが悪いということにも、一方ではないというふうに思うんですよ。認めるんやったら認めるだけの形の環境づくりをきちっとせないかんということも指摘をさしていただいて、終わります。

議長（重里 勉君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） もう昼間近になりましたので1点だけに限って御質問をしたいとします。

今回の条例改正については、建築基準法並びに都計法、この改正に伴った部分だけの改正であったと、こういうことなんですが、やっぱりいろいろと今の現情勢下の中で、例えばパチンコ店が乱立をしてきて、それがいやすくも泉南市の美観を損なうようなところにまで進出をしようとしてきている。せっかくの歴史景観をこれから形成しようとする地域を、破壊に近いような形でそういうものが立地してくる。こういうようなことになりましたと、当然やはりそれに見合うような対応策を考えていかなあかん。他市ではパチンコ店の規制条例、はっきりと銘打ってありますし、あるいは歴史景観を保存していくと、こういう意味の条例、その中でパチンコ店ははっきりと規制をうたっているわけです。

その辺は、せっかく水と緑とロマンを生かしてまちづくりをやっていこうという市長の大方針、これに照らしてやはり規制の方向を具体的に模索していくこともやっていかなければならん。ただ、上からの条例改正を――今回中身については問題はありませんけれど、いろいろ工夫をされているということで私も了とはいたしませんけれど、しかし、これで例えば第二種住居地域ですか、ここではパチンコ店構いませんよということではっきりとうたい込んであるわけですから、そういうことを今回認めざるを得ないわけですから、これは現状を見る限り議員としては非常につらいわけで

すよ、こういう立場はね。

だから、やはりこういう提案をする場合には、せっかくの市長のキャッチフレーズとも言うべき、公約とも言うべきものを生かしながら、合わせたまちづくりをやっていく、そのための規制をやっていく、こういうことを提案していただかないと、これはやっぱり偏ったものになっていくのではないかと。現状に照らして、現状を踏んまえて具体的な措置をおとりになる、こういうことが必要ではないかというふうに思うんですが、この辺はどうでしょうか。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

実際、ラブホテル建築規制条例につきましては条例化されておりまして、若干いろいろな現況とか合わした形で一回見直しを勉強したいと思います。

パチンコにつきましては、今のところ当市は条例化しておりません。また、条例化した市町村、知ってる限りでは大阪でしたら枚方市、大阪狭山市、近くでは岬町等があります。それはパチンコを絶対出店してはならないというふうな条例じゃなくて、その辺の縛りをきつく行っているというふうに考えております。つきましては、その辺の条例化やっているとところの意見等を聞きながら、うちうちなりの状況等もありますので、その辺を調査しまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） この点でも最高責任者である、まさに政治的な判断をお示しいただかなければならない市長の立場から一言お願いします。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の場合、まちづくりにいろんな新しい手法がございますけども、私は今まで比較的先駆的に対応してきたと思います。先ほどの地区計画、建築協定、そしてこのラブホテル条例ですね。そういうものを踏まえてやってきたというふうに思います。

パチンコの場合、確かに営業——我々規制できるというのは、さっきも言いましたようにベースが建基法という範囲が1つあるということですね。風営法の許可自身は公安委員会があるという全く別の行政体があるわけございまして、ですから営業体そのものを行政で縛りかけるとするのは、なかなか法上難しいというふうに思います。ですから、建基法の範囲

でどのような対応ができるかということについては、このラブホテルだけではなく、いろんな新たなそういうものが出てきておりますから、今後、先ほど都計課長が言いましたように検討してまいりたいというふうに考えております。

〔和気豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案どおり可とすることに決しました。

1時20分まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時26分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7、議案第10号 平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第10号、平成7年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

まず、67ページをお開き願います。歳入歳出でそれぞれ5億7,128万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ235億9,352万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。79ページをお開き願います。中段あたり、訴訟費の報償費136万4,000円でございますが、これは新家楠台2号公園の土地明け渡し請求事件に

係る弁護士の手数料でございます。

次の80ページをお開き願います。上段、保育所費の工事請負費3,600万円でございますが、これは鳴滝第1保育所の仮設遊戯室を撤去し、現有の別館を改修し、遊戯室とするものでございます。

次に、下段から81ページの清掃総務費の負担金補助及び交付金447万9,000円でございますが、これは平成7年12月1日から生活排水対策として、合併処理浄化槽を設置する場合に市から補助をする経費でございます。

次に、83ページ下段の道路新設改良費でございますが、その次のページの工事請負費1,400万につきましては、中小路岡田樽井線の文化財発掘に伴う経費でございます。

次の男里昭和橋線橋梁整備事業費の工事請負費3,540万でございますが、これは阪神・淡路大震災による橋梁の施工内容の変更及び府道との交差部分の施工内容に変更が生じたための経費でございます。

次に、87ページをお開き願います。海会寺跡整備事業費の補正額3億3,335万2,000円でございますが、次のページの委託料及び工事請負費につきましては、入札により生じた不用額の一部を減額し、公有財産購入費については、公社の先行買収用地を買い戻すものでございます。

次に、88ページ下段の返還金の償還金利子及び割引料1,036万4,000円でございますが、これは平成6年度の大阪府からの補助金の額の確定による返還金でございます。

お手数ですが、73ページにお戻りください。債務負担行為補正として道路新設改良用地取得事業及び信達樽井線用地取得事業の変更をお願いしております。

なお、歳入の明細につきましては、69ページから70ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明といたします。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

副議長（市道貞二君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

8番（小山広明君） 初めトップですので、ほかの方はほかの方でまたいろんな御質問していただけるという前提で、私は南ルートのことについて御

質問しておきたいと思います。

この南ルート、これまでも何回もお金をかけて調査をしてきておりますね。今回の調査というのは、一体どういう意味あるのか。調査ばかりやったりするような感じもするんですが、常識的に見て実現性が果たしてあるのか。前回、平島市長時代には1期工事と同時につかなければ効果は半減だと、そういうことを本会議場でも言い切って今日があるわけなんですけども、じゃ、果たして今泉南市が進めようとしている、お金をかけて具体的に市民のとうとい税金を使ってやろうとしてるこの南ルートは、どのようなイメージで具体的に計画しとるのかどうかですね。その辺の前の1期工事と同時につかないと半減だと言ったようなこととあわせて、じゃ、これは一体どのようなスタンスを持ってかかろうとしておるのか、この辺のことをお聞きをしておきたいと思います。

副議長（市道貞二君） 松村空港対策室長。

市長公室参与兼空港対策室長（松村 実君） 南ルートに関する調査についてのお尋ねでございますが、これまで、議員もお示しのとおり、二度にわたって調査をいたした経緯がございます。（小山広明君「3度じゃないの」と呼ぶ）今回補正をお願いいたしておりますのは、従前と大きく異なる点といたしましては、大阪府と私ども泉南市とで共同で調査を行うということが、まず第1点大きく異なる点であると思います。

それから、1期事業で南ルートの実現がなければ半減であるということのかかわり合いということでございますが、南ルートの検討に当たりましては、泉州地域の現状等の分析と、それから太平洋新国土軸など広域的な観点に基づく課題整理、必要性を検討いたしますとともに、1期の開港後の状況をも十分に踏まえて調査を進めてまいりたいと思っております。

したがって、7年度の調査においては、こうした地域及び広域的な条件整備及び検討課題の抽出を行うということを主眼に調査を行ってまいりたいと考えております。

〔小山広明君「全部答弁してや、言うたことについてはちゃんと、個別に出さずに。担当で答える部分もあるだろうし」と呼ぶ〕

副議長（市道貞二君） 小山議員。

8番（小山広明君） 大体、全体的な質問をしたつもりですからね、担当は担当としての事務的な説明はそれでいいと思うんですが、これは市挙げて、

私はいろんな疑問点も含めて提起したわけですから、それはちゃんと市の方としても基本的なことを答えていただかないといけないですよ。

改めて言いましょうか。実現性も含めてとも言いましたし、過去、答弁では2回と言っとるんですけど、僕のもらっとる資料では3回調査をしたということになっとるんですが、この3回、2回はいいですけども、もらっとる資料が3回ですからね。

かなりしんどい状況もいっぱいあると思うんで、どのような具体的な実現のイメージを持ってやっとるのかですよ。全体構想はある意味で中間取りまとめの中で一応俎上に上ってきとるわけでしょう。じゃ、全体構想のときにはこの南ルートはどのような関係になるのか、その関係でね。今の調査費をこうやって上げたのに間に合うのかどうかですよ。全体構想が終わってからつけるんだということなのか、いや、全体構想には確実にこの計画というのは実現をしていくんだということの中で、こういう予算を出してきておるのかどうかですね。そこもちゃんと答えてもらわないと、今の担当、松村さんの話ではそこまで言ってないわけですから。過去はちゃんと答弁しとるわけですからね、ある意味で逃げられない答弁を。

副議長（市道貞二君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今、小山議員からの御質問でございますが、まず全体構想との関連でございますけども、現在確かに中間取りまとめ等の中には南ルートは取り上げられていないということは、事実でございます。ただ、今回平成7年度、大阪府の国の施策並びに予算の要望の中にも、南ルートの調査検討という要望項目を追加しておりますし、そういう意味でできるだけ早期にこの南ルートの位置づけをきちっとしていただきたいという方向でやっておるわけです。

実現性という意味ですけれども、過去何回か確かに調査しておりますが、これは地元として調査をしてきたという経緯があると思います。今回の場合は、大阪府と共同で調査するというところで、その可能性もやはり非常に高まってきておるというふうな認識でこれから調査に入ろうかというふうに理解をしております。

副議長（市道貞二君） 小山議員。

8番（小山広明君） だから、可能性がどういうスパンなのかも言ってもらわないとね。全体構想はもう年度までちゃんと切って、ちゃんとテーブル

に乗っ取るわけですからね。じゃ、早期にという早期が、全体構想より早くなるという理解ではだめでしょう。だから、少なくとも全体構想で終わりですから、工事はある意味で。どの段階で本当に南ルートがつくんだと。そこに向かっていろんな働きかけをやっていくわけでしょう。もしだめであれば、いろんな方法あるわけでしょう。もうちょっとこれについての具体的なイメージをやって、これだけの100万の予算をきょう出したんだと。沈埋か何かいろいろ言うてるでしょう。この間の空特では市長は、国が事業主体になって100%国がやるような発言もしてるんですよ。こっちは私的だと、民間だと。こっちは泉南市が金出すんでもないと。府も出さない——府は出すんかどうかわりませんで。全く公でやると。そういう1つのイメージをやって、泉南市はこれを実現するためにはこういうプランだという基本的なプランを示して、そこに向かって府に働きかけ、国に働きかけないかんでしょう。ただ言うてる、早期だ、努力しとるだということに貴重なお金を使うわけにはいかんわけですから。

100万、これ、大阪府はまだ予算を上げてないんでしょ。9月議会上げるんでしょ。9月議会は29日から始まるんでしょ、大阪府は。今まで300万、600万、115万、約1,000万ぐらい使ってますわね。今度100万ですわね。恐らく実際実現性が出てきたら、もっともつと予算を使わんといけないでしょう。こういう100万というようなものがどういう位置づけなのか、本当に実現に向かった予算なのか、お茶を濁すための予算なのか、その辺の判断はあなた大阪府におったからわかるでしょう。大阪府が100万つけたのはどういう意味かということはね。泉南は今まで1,000万かけとるんですよ。大阪府は今まで一切予算もつけなかった。初めてつけた100万ですわな。予算の規模からいって、救急救命のあの病院の調査費から比べても、100万というのはどういう位置づけなのか。おのずからいつ実現するかということは、行政をやる人から見たらわかるとるでしょう。

どうしてこの橋をつけて、どうして運営していくんですか。そこらもちゃんと一遍イメージを全部やってくださいよ、これだけの予算を出しとるわけやから。私、何回も言うてるでしょう。向こうは高い交通料を取っとるわけですわね、現に。ちょっと市民が空港見に行きまひよかといっただけで行けないぐらいの高い単価取っとるわけですよ。こっちもつけるんでし

よう。こっちをただにしたら、そらこっちにいっぱい来ますわな。そんな常識であり得ないでしょう。

そんなことから考えたら、こちらの橋をつけるというのは、財政的にも経済的にも効率的にもなかなかしんどいと僕は思うんですよ。どのようなイメージを持っとるんですか、ここの橋をつけるイメージを。そういうふうなのを全部イメージとしてやってくださいよ。そして全体構想の2期工事着工には同時にかかるんだというぐらいの何か具体的なことを示してもらわないと、どんどん今までに1,000万使って、また100万つけてというようなことではなかなか納得できないですよ、これ。もうちょっと全部言うてくださいよ、これ。どんなイメージなのか。

副議長（市道貞二君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、府の100万ということですが、これは当初の予算の中でいろいろ調査に使う費用がございまして、その中で100万ということですが、補正予算とはかわりがないというふうに認識をしております。（小山広明君「もう予算化しとるのやね」と呼ぶ）予算化をしております。

要するに100万でどういう意義があるのかと。100万程度では、要するにごまかしではないかというような……（小山広明君「お茶代ぐらい」と呼ぶ）御質問だと思うんですけども、確かに額としては非常に小さいものではございます。ただ、先ほども申し上げましたように、大阪府が共同でやるということは、画期的というか、非常に前進したものであるというふうに私は思っております。ですから、少なくとも大阪府が共同でやるという意思を示した以上は、その実現に向かっての一步を踏み出したというふうに私は理解をしております。

それから、橋のイメージということですが、これは過去幾らか調査をした中で一定のイメージ、幾つか出ておりますけれども、今回改めて府と共同の100万の金で調査するということがございまして、現在の既に1期ができ上がった状況の中で改めてその調査をするというものでございまして、現時点で具体的な橋のイメージというのはございます。

それから、時期の問題で、全体構想——来年までに南ルートが正式に位置づけできないのかという話でございまして、全体構想も1期、2期とい

ったような形でかなり時期的にも分けてやるような状況もございますし、我々としては、できるだけその中で早期に計画が位置づけられるように努力をしたいということでございます。

副議長（市道貞二君） 小山議員。

8番（小山広明君） 1つの問題だから議長ちょっと御配慮願いたいんですが、僕は1つの答えさえもらったらいいですよ、それでね。じゃ、泉南市はぜひ必要だと行政的には考えとるわけですね、絶対に。

そのことを前提に私言うならば、2期の工事で埋め立て同意、議会同意、市長の意見を言う機会がありますね。これは、この橋が同時に認められるということを条件ぐらいにできますか。それぐらいの腹くくれますか。1期はその失敗があるわけですよ、ある意味で。私は本当にこれが泉南市にとって必要なのであれば、この南ルート認めないとうちは空港建設同意できないということも言ってもいいわけですね。そういうような言い切る腹がありますかということも、まずここだけははっきりしてくださいよ。

早期、早期で、あなた、きのうの議論の中にもありますけどね、期限を切らない早期というのは、期限がないとしか言えないわけです。しかし、それは市民の常識とはずれがありますよ。それぐらいの覚悟があるかどうかですわ。たちまちそれはそういう判断をしないといけないわけですからね。本当にこれが必要で、だれにも説得のできる事業であるならば、私はそれを言っても何も笑われなと思いますよ。それだけの覚悟があるならあると言ってくださいよ。また、なかったら困りますわな、金かけて。2期が終わったらもう工事はないんですから、全体構想ね。後でつけるというようなことは、それこそ半減にもならないですよ、そんなもの。どこへつけるんか知りませんが、向こうは。つけるところないでしょう。向こうのどこへつけるのか知りませんが、つけるような構造になってませんよ、向こうは。そういう夢みたいなの——私は夢みたいやと思いますねやけども、そのことがあるかどうか聞いときますわ。埋め立て同意のときに、このことが泉南市の条件だということも言い切る覚悟があるかどうかです。

副議長（市道貞二君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 南ルートは泉南市にとりましても——泉南市のみならず近隣あるいはもっと広域的な圏域を考えた場合でも、ぜひとも必要であるというふうに考えております。そこで、今回初めて大阪府の方もその必

要性を認めて共同調査をやると一歩踏み出したわけでございますので、額の大小はいろいろ御意見あるかと思いますが、それは一定の評価をいたしております。

それから、2期工事の泉南市としての条件整備というのは、これから2期に向けての第1期の積み残しも含めたいろんな集約をしていかなければいけないというふうに考えております。それは、我々行政はもちろんでございますが、議会の御意見も十分拝聴した上で取りまとめをしていく必要があるというふうに考えております。

南ルートについては、第1期でもそういう要望いたした経緯がございますし、また市議会におかれましても促進の決議をいただいているところでございますので、この件については、ぜひ第2期の方に盛り込めるような形でのアプローチをしていく必要があるというふうに考えております。

したがいまして、今後2期の具体の対応についてというのはこれからでございますから、今その明言というのは、これ以外にもいろいろありますから差し控えたいと思いますが、泉南市としては最大の課題であるというふうに考えておりますから、盛り込まれるように全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

副議長（市道貞二君） 小山議員。

8番（小山広明君） 明言はできないけど、内容的には明言してると思うんですが、それが盛り込まれるように最大限の努力をすると。このことは確認していいですね。でないと、その場になって言うたって、向こうかて用意してなかったら、ないそでは振れないわけで、今から泉南市が2期を同意するためには、泉南市の念願である南ルートを条件として認めるということがない限り、泉南市としては2期の事業は認められない、それが泉南市の地域発展というんか、共存共栄の中心的な問題だということは今から言うておかないと、向こうも出してくることは、設計も全部できて出てくるわけやから、それからこれやらんとうちは認めまへんと言ったって、そら物理的にできないことはできませんからね、今からそのことはきちっと発信をしておかないといけないですね。

向こうが出してくるのには、泉南市の最低の条件は南ルートなんだと。そういうことをちゃんと向こうに今から用意する時間も与えてやらないと、その場になって権力だけ振りかざして、うちはそれをやらないとやらない

よと言うたって、そら物笑いになりますからね、その辺は今からそういうことは明確に明言をしておかないと、私はある意味でこれは実現しないと思うんですよ。普通でも実現するの大変なんですから。私は、立場は違いますけどね、そういう市民に対して約束した、予算として出したことについての問題としては、そういうことをきちっとしておいてもらいたいと思いますね。

それだけ最後に確認しておきますけども、市長、それでいいですか。内容的にはもう明言したと同じように私は受け取ったんですが。それで、最後に僕が言った、今からちゃんとそのことは泉南市の1つの姿勢だということが向こうにわかって、こちらに埋め立て同意の意見をもらいに来るときには、それはちゃんと整備されてこないとだめですからね。そのことだけ最後に確認しておきたいと思います。

副議長（市道貞二君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前の議会でも申し上げたと思いますが、前亀井運輸大臣にお会いしたときも南ルートの要望をいたしておりますし、問題は空港本島の、今度2期の方ですね。計画づくり、具体の設計をする中でこの南ルートというのを想定しておいていただかないといけないわけですね。こちらの方のりんくう側の方は、以前から想定をした空間なりあけていただいているわけなんですけど、受け入れ側の空港本島の形が、1期では御指摘のようにそういう仕掛けというのができておらないというのも事実でございますから、今時点から改めて空港本島の設計の際に、当然南ルートということを用意して計画づくりをしてもらわないといけませんので、それは当然速やかにそういう意思表示をした中で計画づくりをしていただくようにしたいというふうに思います。

副議長（市道貞二君） ほかに。———和気議員。

2番（和気 豊君） 3点ばかりお伺いをしたいと思います。

1つは、79ページ、弁護士報酬というのが136万4,000円計上されてるわけですが、この中身についてお示しをいただきたい。

それから、80ページの工事請負費3,600万、この中身についてもお示しをいただきたい。

それから、81ページの泉南市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、これについても担当の委員会では十分に論議されてるでしょうけれども、

資料等については我々まだいただいていないように思うんですが、やっぱりこれだけ新しい施策をされるわけですから、議員全体に反映してしかるべしではないかというふうに思うんですがね。これはなぜ、こういう新しい施策ですね、各議員からいろいろと過去要請のあったこういう環境問題にかかわっての、額的には少ないですけど、ある意味では将来の方向づけ、いわゆる公共下水道、そして片や公共下水道の区域外になっている地域でのあり方の問題、これはもう皆さんから言われてるわけですね。

だから、こういう問題をやる場合になぜ担当の委員会だけではなくて全体に反映しないのか。開発指導要綱なんかの改定の場合には、これも要綱ですけども、やっぱり皆さん全体に反映をして、そして最終的にはこうなった、中間ではこうやと、こういうような報告もされているわけですからね。この辺は、予算に盛り込む前にもうちょっと周知方をされた方がよかったんじゃないかと、こういうことも含めてその辺お聞かせをいただきたい。

副議長（市道貞二君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員さんの御質問の1点目の弁護士報酬の関係でございますけど、中身ということでございますので、経過、場所等御説明をさせていただきたいと思っております。

この場所につきましては、新家の楠台でございますけれども、これの一番和歌山側といいますか、踊山の方から入っていった道の方の一番近いところでございます。その場所に泉南市がその開発に基づいて受け取った公園がございますが、その隣地の人からその公園の中にその隣地の人の土地があるということで、448平米につきましては市が公園として土地を占有しているということで、明け渡してほしいということで訴訟を起こされております。

それを受けて私どもの方としても、裁判ということでございますから顧問弁護士をお願いをして、開発のときの経過等を踏まえて、市が引き取りを受けた公園であるということで、現在係争中ということでございます。

以上です。

副議長（市道貞二君） 中村福祉課長。

健康福祉部参事兼児童福祉課長（中村正明君） それでは、私の方から80ページ上段の保育所費の工事請負費3,600万円についてお答えいたしま

す。

これは鳴滝第一保育所内の通称別館という建物を今回遊戯室に改装するための工事費でございます。それで、もう少し時間的な経過を含めて御説明申し上げます。

現在、御承知のとおり市立保育所は泉南市には5カ所ございます。ただ、この鳴滝第一保育所のみ遊戯室がプレハブの仮設でございます。これは昭和63年度に設置されております。あとはすべて本館の中に遊戯室が包含された形で建設されております。それで、今回このプレハブの遊戯室が平成7年度中の撤去を求められました。といいますのは、このプレハブ遊戯室が保育所のグラウンドと隣接する市土地開発公社の用地にまたがって設置されているわけでございます。それで、平成8年度に事業予定があるということで、今年度中の撤去を今回求められたわけでございます。

それで、遊戯室というのは法令上は必ずしも必備の施設ではございません。しかし、本市にとっては必ず保育所に設けるというスタンスで現在おります。そういうことですべて本館の中に包含してつくってきたわけですが、この鳴滝第一保育所だけがプレハブであるということで、その撤去を求められたということで、それではこれにかわる遊戯室を早急に確保しなければいけないということで、今回いろいろ検討いたしました。

ところが、この保育所のグラウンドが狭隘である、しかも緊急を要するというので、たまたまこの保育所の正面玄関横に未使用の鉄筋コンクリート平家建ての建物がございました。プレハブの遊戯室とほぼ面積的にも同じような建物でございますので、何とかこれを再生できないだろうかということで、技術的な問題を含めて事業部と協議いたしました結果、これはリフォームが可能であるということでございましたので、今回その改装するための工事費を予算計上いたしましたわけでございます。

どうかよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

副議長（市道貞二君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

泉南市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金、それについての御質問でございますけれども、浄化槽の設置区域といたしましては——その前に資料でございますけれども、事前に提示せんと大変申しわけなく思っています。議長と相談して資料を提示させていただきます。これから資料を配付させ

ていただきます。

副議長（市道貞二君） 速やかに資料を配付させます。

〔和気 豊君「それじゃ答弁いただいた分だけでもやりましょうか。どうしましょう。暫時休憩されますか」と呼ぶ〕

副議長（市道貞二君） もう今ありますので、速やかに配付させます。

〔資料配付〕

副議長（市道貞二君） 油谷環境整備課長。

市民生活部次長兼環境整備課長（油谷宗春君） どうも失礼いたしました。

本事業は、泉南市の生活排水対策の一環といたしまして下水道整備を補完する形で実施するものでございまして、区域といたしましては、公共下水道並びに流域下水道の認可区域以外を対象地域として、これらの地域内で小型合併処理浄化槽を設置する設置者に補助金を交付する事業でございます。

続きまして、事業の補助対象者でございますが、ただいまお配りを申し上げました泉南市合併処理浄化槽設置事業実施要綱の中の第3条の（1）住宅用であること（ただし、店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が2分の1以上であること。）。処理対象人員が50人槽以下であること。浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準物に適合するものであること。さらに、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率が90%以上・放流水のBODが20mg/l以下の性能を有するもので「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される合併処理浄化槽が補助の対象ということでございます。

補助金の額につきましては、補助金の交付要綱の別表というところで人槽ごとに金額を分けております。5人槽といたしまして30万9,000円、6～7人槽が46万3,000円、8～10人槽が82万4,000円、11～20人槽が185万4,000円、21～30人槽で329万6,000円、31～50人槽で432万6,000円。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

副議長（市道貞二君） 和気議員。

22番（和気 豊君） まず、訴訟費ですが、これは開発に絡んで、開発引き取り時にはわからなかったことが後年惹起してきた、取り込まれた方から提訴があったと、こういうことですね。

こういう問題は多々あるように思うんですが、どうなんでしょうか。引き取りにかかわる都市計画法36条の関係で、引き取りをするについての完工検査、こういうものが体制上万全を期してやられておれば、こういう問題が多々起こるといようなことはあり得ないというふうに思うんですが、今引き取り検査にかかわって、どういう形で、どういう体制で、どういう中身で、どういう検査項目といいますか、引き取り項目、チェック項目を持ってやられているのかですね。その辺についてお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、保育所の経過についてはよくわかったんですが、私、経過と内容というふうに区別して言えばよかったです、額が出ているわけですし、これは特に補正予算ですから、数字のあり方が適切かどうか、計上されてる予算措置が公正なものなのかどうか、こういうことも1つは審査の対象になっているわけですね。そういうことで、この3,600万、これがどういう算定の基礎のもとに積算され、計上されてきているのか、こういうことについてもお示しをいただきたい。できれば、もうここまで行っているわけですから、平米単価、坪単価についてもお示しをいただきたいな、こういうふうに思います。

それから、合併処理槽の問題、これをお示しをいただいたんですが、これはこれだけ——これは例えば東京都下なんかでやっている先進市の中身、これを提起されているわけですがけれど、ところ、場所によっては、また中身は同じような中身であっても、額的に厚生省基準等が違うようなやつもあるんじゃないですか。せっかく新しい研究をされて、模索されて、提起されてきたわけですから、やっぱりいろいろな方法があって、泉南市にこれが適しているかどうか、妥当かどうか、こういうことも十分検討されているというふうに思いますので、いろんな手法といいますか、いろんな補助制度の中でこれを選ばれた理由ですね、そのことについてもお示しをいただきたいというふうに思うんですね。

私、過去もう8年前にまた違った手法がありますよということでお示しをしたことがあるんですよ。泉南市では、まさにそれが当てはまるんですね。だから、そういうことがされたのかどうか、まずそれもお聞きをしたいというふうに思います。以前のことですから、また後で中身は言いますがけれど、この補助制度だけに絞られた、こういうことについて、その点に

ついてお示しをいただきたいと思うんです。

副議長（市道貞二君） 中谷部長。

事業部長（中谷 弘君） まず1点目の訴訟の関係でございますけれども、体制上、引き取り検査が万全ならあり得ないことだということと、現在の引き取りの検査の体制、中身、項目等の御質問だと思いますけれども、開発の場合、開発するときに前段として区域を決定して大阪府の許可を受けるということになっておりますから、その段階で隣地権利者の土地をいらいますから同意等も添付されているわけでございます。ですから、その時点でもう開発区域は決定してるというふうに我々は判断してるわけでございますけれども、今回の場合は、それから10年以上たって、自分の土地が中にあるということで提訴されたということでございますけれども、当時から我々としたら、区域が決定されているものであるということで、できてから——これは昭和57年の1月の14日ですけれども、市の方に移管されているということですから、現在は市が移管を受けて管理してる公園だということで訴訟してるという状況でございます。

それとあと、一般的に開発の場合どうしてるかということですが、窓口は事業部の都市計画課の方で、指導要綱の48ページに公共公益施設等の移管手続要領ということで、必要な書式等全部書いておりますけれども、これに基づいて道路、公園、下水道等、関係課とともに現地確認、その辺をやった後、今のところ引き取りをしてるのが実情でございます。

副議長（市道貞二君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 鳴滝第一保育所内の別館の改築についての御質問ですが、御存じのように改築に関しましては、私ども建築課が担当原課の方から御依頼を受けまして、予算をある程度はじかしていただいております。今回も鳴滝第一保育所の別館につきましては、御依頼がありまして、うちの担当の者が現地を見させていただきまして、また原課さんの御要望もお聞かせいただきまして、ここをこういうふうにリフォームしたいということで、お話を聞いた上である程度の概算をはじかしていただいております。その概算が今回予算計上させていただいてる金額でございます。

この件につきましては、まだ実施設計も委託料として上げてますので、

その後詳しい金額なり設計単価が出ると思われます。決して我々自身もど
んぶりでこれだけのお金ということで決めたわけでもありませんし、過去
の経験値からはじかしていただいておりますので、どうか御理解のほどよ
ろしく願います。

副議長（市道貞二君） 油谷環境整備課長。

市民生活部次長兼環境整備課長（油谷宗春君） お答え申し上げます。

先生の御指摘のような様式は、検討しませんでした。と申しますのは、
近隣の市町村の要綱等を参考にいたしまして制定いたしましたものでございま
す。よろしく願い申し上げます。

副議長（市道貞二君） 和気議員。

2 2 番（和気 豊君） 訴訟費については、開発指導要綱との関係でお示し
をいただいたんですが、やはり完工にかかわって引き取りの場合には、1
つはそら確かに隣地同意は取っている。業者を信頼すれば、それに基づい
て民々あるいは官民有地の境界明示等もしながら、業者はそれに基づいて
やるでしょうけれども、結果的にはその業者から下請業者あるいは孫請業
者、そういうところにまで仕事が受けさせられるというようなことなんか
もありますし、できて初めて図面どおりやってるかどうか、これは検査を
して初めて、それが正しく設計図書どおりやれてるかどうかと、こういう
ことが確認できるわけですね。

だからこそ完工検査というのが必要で、泉南市の立場だけで、例えば道
路舗装が完璧にやられているかどうか、後々の市負担が出ないようにとか
——これも大事ですよ、最終的には市民に負担がいくわけですから。しか
し、それにかかわっての当事者、これの利益を守っていくと。隣接地権者
の利益を守っていくと、こういう立場での完工検査も体制上とっていく必
要があるんじゃないか。

指導要綱の48ページですか、これにのっとった確認のあり方というの
は、すべて業者と市サイドの関係のチェックだけでしょう。そこには隣地
権者の利益を擁護すると、こういう点は一切介在しないじゃないですか。
だからこういう問題が惹起してくるんじゃないですか。そういうことで、
これは今後ひとつこういうことで市民の公費をむだ遣いすることがないよ
うに、まあ売られれば買わないかと、こういうことにもなるでしょうけ
れどもね、やっぱりそれは起こらないように事前に体制の強化と。

聞くところによれば、泉南市の都市計画課、毎年都市計画課同士の野球の試合をするようですけれども、各課から人を借りてこんとチームが組めない、こういうふうなことも聞いておるわけですが、その辺の体制上のあり方も1つはこういう結果を招いてるんじゃないか、私はそういうふうにも——邪推かもわかりませんが、するわけですね。そうでないというんならば、十分に体制があるんだ、こういうことであれば、1つそういうチェック項目も加えて、今後かかることがないようにしていただきたいというふうに思うんですよ。これは一応部長と、それから人事の関係の立場にあられる方からも御答弁いただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、保育所の関係であります、一定の過去の事例にのっとって積算根拠を明らかにしながらやってきたと、やみくもにこれだけの額を出してるんじゃないんだと、こういう御答弁でした。それは当たり前のことなんですね。

それで、ちょっとこれ、既設の建物を利用するという、そういうメリットを生かされると。これは大いに結構です。経費節減の折から、大変な財政の苦しい状況にあると、こういうことですから、大いに効果を発揮してそういう使われていない施設の転用等考えてやっていかれると。大いに結構ですよ、これはね。

ただ、それにしては、私ども素人ですからお教えをいただきたいんですが、坪当たり78万ぐらいになっているわけですね。既存の施設を利用している割合には、坪単価がちょっと高いんじゃないかというふうにも思うわけですが、その辺いやいやこれだけかかるんだということをもうちょっとわかるように御説明をいただきたい。わからないんで聞いておるんですから、ひとつよろしくもうちょっと親切にお願いをしたいというふうに思います。

それから、合併処理のやつは、各市の状況を聞いてやったんだと。余り大阪府では取り組んでない。東京都下では、山間部を抱えているところではほとんどやっているようではありますが、そこではいろんな手法があるんですよ。油谷さん、私が8年前に問題提起したことを覚えていただけてないようではありますが、例えばすぐ直近下流に上水を取水する河川、すぐ下にそれがある場合には、これは水質を保全をする、これを緊急な課題とし

てやらないかん。そういうことで関係者に協力を求めていくと、こういう意味から大分補助の額が高いんですよ。

例えば金熊寺とか六尾とか——六尾もちょっと上の方ですが、あるいは葛、童子、楠畑、こういうところではまさに下に重要な泉南市の取水源あるわけです。上水の取水源があるわけですよ。そういうところでは、もうちょっと有利な、名前は同じような名前ですけども、厚生省の基準をよく調べていただければあったはずなんです。

いや、これはいいことなんです。いいことなんです。しかし、同じやるならばそういう手法もあったんじゃないか。せっかく私8年前に提起してきてるわけですから、その辺も他市に倣ったんだというようなことではなくて、まだ数少ない先行している市の1つですから。そうでしょう。河内長野やら岬やら数市町しかないわけでしょう。これはいいことなんです。私も提案した1人として大いにやっていただきたいわけですが、やはり公金を使途するわけですから、有利に、そして速やかに効果が発揮されるようお願いをしたいというふうに思うんですよ。

それと、その上水との関係で、上水源にかかわってということで私お聞きしたいんですが、このいただいた資料では、放流水の基準がBOD20ppmだということですね。ということになりますと、生物化学的酸素要求量、これは例えば金熊寺川にしても、それから新家川にしても、大阪府の公害防止条例では10ppmの基準に見合うような基準にせないかん。集中浄化槽にしても、大体その基準に見合うようにいわゆる二次処理までしている。一次処理はもちろんのこと、薬品投与もしながらこの基準値に見合うように、大阪府が示した10ppm以下の基準値に見合うようにやってるわけでしょう。泉南市もそのために苦労してますがな、双子川浄苑。これは20ppmでいいわけですか。そうすると、上水源なんかの衛生管理は一体どないなるんやろなあというふうな——それでもいけるということなんだろうけれども、大阪府のそういう基準との関係はどうなるんだろうか。この辺についてもお示しをいただきたい。

それから、いいことで、ことしは補正でも予算計上したということで400万、これは一体どれぐらいを対象に考えておられるのか、その辺の数字も出ておりませんが、将来的には公共下水道をずうっと先行していくわけですね。それに山の手の方が差をつけられてはならないというふうな意

見も過去の論議の中から出て、できるだけ並行的に進めるべきだと、こういうふうな話が出ているわけですね。

そういう点では将来的にどの程度この対象者を見込み、完成年次を——相手あることですが、大体市としてはどの程度の展望を持ってこの事業を進められようとしているのか。公共下水道の最終完成時との関係もあわせてお示しをいただきたいなど、こういうふうなふうに思うんですよ。

副議長（市道貞二君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 引き取り検査の関係でございますけれども、開発が完了いたしまして、その後引き取る前に全開発区域を合筆をして、それから分筆をして、公共施設の分については市の方へ移管されるという形をとりますから、合筆をして分筆をする段階でもやはり法務局等へ書類が行きますから、その辺のときには既に隣地権利者等との調整というのもできるといふふうに我々考えております。

ただ、そういう形で引き取りするわけでございますけれども、開発がかなりの数ございますから、こういう問題が今後出ないような形で我々としても完了検査をし、引き取らなければならないというのは重々感じているところでございますので、今後はそういうことも踏まえて敷地境界等の調査等も十分行った中で、開発業者にもその辺の注意を十分払った中で引き取っていくということにしたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

副議長（市道貞二君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 組織のあり方につきましては、議員からも過日も指摘なりされてるところでございますが、人事を預かる者として、現在の行政に求められております市民ニーズに合った効率的な行政を進めていくために、適正な配置ですね、そういうことも心がけて、また事務の改善と効率的な行政を進めていくというふうな角度からもいろいろと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

副議長（市道貞二君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 改装の内容でございますが、まず今回の別館につきましては、私ども聞き及んでおりますところによれば、かなり以前に建てられていたということで、現地へ行かしていただきましていろいろ

ろと我々専門家の方から見さしていただきました。内装につきましても、かなり傷んでおるところもございます。外装につきましても、またかなり傷んでおるところもございます。

そのため今回、内容といたしましては、内装として床、壁、天井の撤去及びそれらにまた改修をかける、それから遊戯室ですので舞台の設置があります。それから、照明器具はこれはもう全部やりかえさせていただきます。それと、配線も全部やりかえさせていただきます。外装につきましては、外装の吹きかえ、それからサッシ等は当時としてスチールが入ってますので、今回アルミサッシにかえる。それからガラスの取りかえ、屋根の改修等々がございました。

今回の別館の延べ床ですが、151平米ほどございまして、単価割りにしますと平米当たり24万程度かかるということなんですが、我々自身もやはり最小の経費で最大の効果を上げたいということで、いろいろと工夫はさしていただいているつもりです。

ちなみに、やはり建てかえとかそういうことになると、場所とかまたいろんな問題もございましたし、御相談受けたときに我々自身も別館のリフォーム可能かと言われたときに、見さしていただいて、十分使えるでしょうということで、今回こういう形を御報告させていただいております。

どうぞよろしく申し上げます。

副議長（市道貞二君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

合併処理浄化槽の補助の要綱ですけども、その作成については大阪府と協議をして作成した状況でございます。

それと、先生御指摘のように、浄水場の上流の河川ですか、それについてはなるほど規制はきつうございます。きつうございますけども、先ほど申しましたように大阪府と協議をしてつくったという経過で、これでいいということでございます。

それから、樫井川のBODですが、排水基準については30ミリグラム以下ということでございます。

それから、補助を予定してる分については、5人槽が2基、6人から7人槽が2基、8人から10人槽が3基、計8基を予定しています。実施は12月1日でございます。

よろしく申し上げます。

〔和気 豊君「それから将来展望よ。一遍に言うてくれよ」と呼ぶ〕

市民生活部長（竹中寿和君）（続）どうも申しわけございません。将来展望については、目標年次として平成17年度を予定しております。

副議長（市道貞二君） 和気議員。

22番（和気 豊君） 保育所の件については、確かに今言われた点、もう1つ突っ込んで具体にはよくわからないんですが、例えば今回の建物は、いただいている資料では、第1保育所の方、多分これと一緒に年次に建設されたと思うんですが、別館の方もね、昭和47年4月1日になってるんです。別館はもっと遅いんですか。建築後23年たっているわけですよ。だから投資をして、後で基礎部分に問題が生じて、手戻りになって、また早いうちに一切撤去して新しく構築せないかんと、こういうことにならないのかどうかですね。

安く上げるのはいいけれども、年次がまだ10年か15年ぐらいやというんやったらわかりますけれど、23年前にですよ。これ、いただいている資料ですから、私はこれでやってるわけですが、47年の4月1日にできているというふうになってるんですよ。それならばね、手戻りになって二重投資にならないかどうかと、こういうことも懸念されるわけですね。適正単価やということももうちょっと具体的に、わかりませんが、あんまり細かいことをここではやれませんから、また機会を改めて原課にもお聞きをしたいというふうに思いますけれど、確かに78万というのは少し高いんじゃないかと、素人目にはそういうふうに思われるんですが、確信を持って言われるんですから、まじめな若野さんが確信を持って言われることですから、あなたを信用してひとつ、いや、細かいことやらねへんから、残念ながらね、まあやりますけれど、この手戻りの点について二重投資にならないかどうか、この点については再度お示しをいただきたい。いや、これは間違いで、10年ぐらいやというんやったら私は了としますけれど。

それと、先ほどの樫井川については、昭和49年に向こう10年で10ppmにするという基準値が明確になってるんですよ。今ごろになって30ppmやと。そしたら何のために今まで双子川浄苑は苦労してきたんや、10ppmにするのに。三次処理に近いオゾン処理までやってきて、何で

ここまで苦労してきたん。そんなむちゃくちゃなこと言うたらあかん。

それと、もう1つは、やっぱり上水の問題についてはね、上水にかかわる問題についてはもっときっちりとやっていただかないとね。そして、大阪府の指導を受けた、指導を受けたいって、大阪府にげた預けるような答弁するけれども、一体泉南市の環境保全の立場に立って合併処理槽をつくっていくという市の堅持とした立場、主体性というのは一体どないなるんや。そんな他人任せのような答弁しとってどないするんですか。もう一度、具体の中身についても指摘しましたので、そういうことも含めて答弁してください。

副議長（市道貞二君） 中村福祉課長。

健康福祉部参事兼児童福祉課長（中村正明君） ちょっと歴史的な経過で若干こちらも、過日からお渡しした資料で間違いもございましたので、改めてこの場できちんと説明させていただきます。

今回の別館については、昭和45年ごろにでき上がっております。旧前畑保育所という名前でできた建物でございます、中身は保育室が2部屋、事務室、厨房、作業室というふうな、それ自体小さな保育所であったわけでございます。その後、昭和46年の7月に現在の本館、当時は鳴滝保育所と言っておりましたが、現在は鳴滝第一保育所と言っておりますが、その建物ができ上がっております。この別館がその後昭和51年度ごろから使用されていないという状況で、保育所としては使っておりません。いろいろな倉庫、物置というような形で続いていたということで相当傷んでるということは間違いのない建物でございます。

〔和気 豊君「そこまで言うのやったら大丈夫やと言ってくれんと。大丈夫かどうかというのを聞いたんやから」と呼ぶ〕

副議長（市道貞二君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 今、中村課長の方から御答弁あったわけですが、補足的に御説明させていただきます。

既設の建物のリフォームということで二重投資にならないかという御質問だと思うんですけども、鉄筋の耐用年数といえますと70年近くあるわけございまして、何の改修もしなければ70年ももたないわけございしますが、リフォームすることによって十分耐用年数までもつだろうという判断のもとで今回計画させていただいておるわけございまして、十分使

用に耐えるという、新築に近いほど使用に耐え得るという判断のもと今回の計画をさせていただいたわけですので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（市道貞二君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 樫井川の30ppmというのは、環境基準で10ppmということでございます。先ほど上水道の上流についてもっと規制をきつうせえということでございますけども、先ほど申しましたように大阪府なり、今回については和泉市、それに河内長野市、岬町という大阪府内では3市町しかやってないということもございまして、こういう形でさしてもらったということでございます。よろしくお願ひします。

副議長（市道貞二君） 和気議員。

22番（和気 豊君） もう簡単に終わろうと思ったんですが。

副議長（市道貞二君） 簡単に終わってください。かなり時間もたってますので。

22番（和気 豊君） はい、協力します。大田さんね、私23年だと思ったんですが、先ほど前畑保育所ですか、ということで先に先行されとった部分だと、25年たつんだと。今回の改修の中には、外装、内装ということで先ほど2つに分けて中村さんの方から中身についてお示しいただきましたけれど、しかし基礎部分の補強とか、これに万全を期すためのやつはやれてないわけですよ。そやから、その辺で一番肝心な本体の基礎部分について25年もたつのに、ここに一切手を触れていない。そういうことで投資をすることによって私は手戻りするんじゃないかということも余計心配するわけですよ。だから、大丈夫だというふうに確信持って言われるけれども、技術的なことはお互いなかなか素人で論議を開陳するわけにはいきませんが、ひとつその辺はもう一度、やはりあとまだ入札にかかって、いろいろと時間もありますから、その辺はよく心がけて配慮しておやりをいただきたいというふうに思いますので、その点、あとまとめて御答弁いただきたい。

それからもう1つ、竹中さん、やっぱり自分の言うたことが違っとたら、違っておりましたと、やっぱり基準値は樫井川10ppmですと、申しわけありませんでしたと。そんな30と10、えらい違いやねんからな。そんな、一言めり張りつけてはっりきりと、失敗したらやっぱり申しわけ

なかったと、そういうことでやろうよな。そんな、何かわからんうちにもぞもぞっと言うてしまうようなことではやな。

そして、先ほどから私言うてるように、東京都はもう早くから先例あるわけですよ。それをとれば有利な制度なんですよ。当時で、私質問した8年前で78万の限度額の補助が出とったわけですよ。だから、そういう制度もあるんだという、その辺は大阪府はおくれてるんですから、この点では。もっと進んでいるところの有利な方法を模索し研究して提起してほしいなあとというふうに思うんですよ。

今後また、上水にかかわる点ですね、飲み水ですから、金熊寺川は命の水ですから、それにかかわる問題についてはもう一度、ええ方向に変えることにはいささかも私はちゅうちょがあってはならないと思いますよ。だから研究して、今後そういう有利な方法があればそれに手直しをしていくと、こういうことも含めて答弁してください。

副議長（市道貞二君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 御答弁申し上げます。

築後25年程度過ぎておりますので、議員指摘のとおり基礎部分について御心配なされていただいておりますが、その点につきましては設計の段階で十分基礎部分等も調査し、もし悪いところがあれば十分耐え得るように、その点配慮しながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

副議長（市道貞二君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） 大変失礼しました。先ほどの30ミリグラムという分については、おわびして訂正させていただきます。10ミリグラムです。

先生御指摘のように、先進都市があるということでございますが、その先進都市も十分調査し、より一層よい方法を府と相談し考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

副議長（市道貞二君） 成田議員。

21番（成田政彦君） 79ページの訴訟費の報償費136万円ですけど、これ、例えば踊山のどの辺の地域で、もう少し詳しく説明してほしいんです。

副議長（市道貞二君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 成田議員さんの御質問でございますけれども、場所といたしましては対象地が泉南市新家の4544の1、それと4544の2でございます。位置的には新家の楠台の東和苑のこの入り口の信号がありますね。そこから真っすぐ海の方へ下がっていただいて、最後の突き当たりを左へ曲がってもらって、その道路を真っすぐ左の方、和歌山の方へ行ってもらいますと、その突き当たり公園がございます。その公園でございます。その公園と、和歌山側の方の隣地所有者との間の境界が、その所有者が公園の中にまだ私の土地があるということで訴訟を起こしているということでございます。

副議長（市道貞二君） 成田議員。

21番（成田政彦君） そうすると、訴訟を起こしているということなんですけど、もうちょっと具体的に。ちょっとわからん。それは現在の泉南市の都市計画決定を打った公園の中に、いわゆる個人の土地の所有が含まれると、こういうこと、今の話はそうですわな。しかし、あそこ、私どもが聞いておるところによりますと、その前提に土地区画整理事業をやった業者も、何かそこでいろいろ聞いておるんですわ。その点は市は何も聞いてないんですか。公園以前の問題ですわ。あそこの土地区画整理事業をやった業者の問題については、その土地と土地の所有者の間にどういう関係が今起きるとかということは知ってますか。

副議長（市道貞二君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 私どもは前の地主の関係のときの話というのは聞いておりませんで、我々は開発に基づいて引き取ってからということでございます。管理してるのはその区域でございます。

副議長（市道貞二君） 成田議員。

21番（成田政彦君） そうすると、その土地所有者が直接市に対して訴訟を持ち込んだと、そういうことですね、これは。返してくれということは。

副議長（市道貞二君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 平成6年の7月でございますけれども、その地主から明け渡ししてほしいという通知がありましたけれども、市の方からは移管を受けた公園であるということで、明け渡ししないという回答をいたしております。その後、平成7年の2月に相手の方から訴訟を起こされたということでございます。

副議長（市道貞二君） 成田議員。

2 1 番（成田政彦君） そうすると、訴訟した人はあくまでもそれは自分の土地であるということを使うとるんですな。あくまでもそれは自分の土地であると、そういうこと。あくまでもその土地は自分の土地であるということで、その前提に何か言うとするわけですか。

そういうことを市に対して、その前提としてね、自分の土地であるという、そんな都市計画決定を打たれた公園が自分の土地であるということは、よっぽどのことがない限りそんなこと言いませんわ。だから、そういう都市計画決定を打たれた土地で、もう既に市の公園になつて土地を自分の土地であると自信を持って言うてくるんですから、何をもってそのことを言うとするんですか、相手は。

副議長（市道貞二君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 何をもってそれを言うてくるかということはなかなか説明しにくいんですが、自分とこの土地が公園の中の一部に入っていると、先ほど和気議員さんの質問にも申しあげました448平米でございますけれども、入っておるということで、そやからその土地を明け渡してほしいということで申し出があるわけでございます。

副議長（市道貞二君） 成田議員。

2 1 番（成田政彦君） そうすると、当時市は、そんな150坪の土地をね、150坪という個人の土地を、自分の公園の中へ取り込まれたという、今ではちょっと常識ではそんなことは、例えば10坪とかちょっとぐらいだったら、まあわからんで境界線、境目の問題、150、そんな大きい土地を公園内に取り込まれたという、そら言ってきた地主もそれを忘れとったところもちょっとあるけど、市もそれを十分調べないままに境界線を、その土地を... ..。

あそこはたしか新家土地区画整理事業に伴い業者が買収したやつを、多分市が都市計画公園の中に入れたと思うんですけど、その辺はどうなつたんですか。その時点の問題、その150坪の問題については何も問題なかったんですか。ああ、そうですかと、150坪については、その公園については何にも問題なかったということで、ずっと、何も調べないと、今訴えてきた土地所有者の境界線も何も調べないままにそれを受け取る、そんなずさんなことはやってないと思うんだけどなあ。その点どうですか。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 当然開発ですから、開発のときには開発業者が隣地の人とここまでやりますよという話があるわけでございます。その当時はやはり同意書というのも添付しておりますから、それから何年もたってからそういう申し出があるということですから、当然その当時泉南市としては開発区域の中に入ってるということで図面と整合いたしておりますので、そういう疑いというのは持っておらないわけですね。ですから、そのまま完了検査が済んで何カ月かしてから引き取って、今まで市の方で十分管理をしたということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） それでは、当時のその土地を引き取った際の、もう一遍言うて、何に基づいてそれは整合性があつたかということで、今同意書があつた——同意書、つまりもとの土地の、現在訴えてきた土地の所有者と業者の間にちゃんと同意書があつた。それからちゃんと図面が整合してた。一遍ちょっと項目言うて。幾つあるの、それ。そういう意味で市はずさんなことをやってなかったということなんですけど、それを一遍教えてほしいですわ。当時どういう点でそれを受け取ったか、都市公園として。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほどの同意というのは、開発のときの隣地同意でございます。引き取りのときにつきましては、土地区画整理法で開発を行っておりますから、換地処分をやって、換地公告も行ってありますんで、それに基づいて、法的に基づいて引き取りをし、管理をしてるということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうすると、市の関係は隣地の開発者とその同意であるということであつて、その土地の所有関係についての明確な、こういうことについては確認は、業者から引き渡し、受け取る時にそういう確認はしてないということですか。それはもうそのときはわからなかったと、そういうことなのですか。そういう確認は一切されてないと。ただ、開発の隣地だから同意したということで。土地関係について、その土地の境界線、公園との境界線と、その所有者の境界線についてはきちっと間違いのないという、こういうあわせて確認しとったわけですか、その当時。

この土地区画整理事業で汚職が発生してますからな、はっきり言うと。これははっきりしてますよ、この新家土地区画整理事業は汚職が発生したんですわ、十数年前。そういうことがあったんですわ、ここでは。そういう経過があったと、十数年前。僕違うで、関係ないで。そういう経過踏まえとるからね、僕はちょっと心配や。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） あそこの事業手法は区画整理法でやっておりますので、一般の開発許可と違いまして、事業主体は新家土地区画整理組合という法人ですね。そして、事業を認可するのは大阪府でございます。それで、認可のときには当然認可申請をやりまして、公告をして、周辺も含めてお知らせをします。それで、事業をやった後も完了検査は当然大阪府で土地区画整理法に基づいてされると。そして、同じく完了公告をして、異議申し立て期間もある一定期間置いてますから、その間に何ら、今訴訟されておられる方は利害関係があるとすれば、自分の土地がその中に入っていると仮にするならば、異議申し立てが当然あるべきではなかったかというふうに思いますが、そういうこともなしに一応法上完了してるわけですね。

それに基づいて、あと市の方でその公園の部分、あるいは道路の部分、これらの移管を受けたと。当然そのときには区域には境界ぐいを、全部コンクリートのぐいを入れて、きちっと受領面積といいますか、そういうものをつけて移管をいただいておりますので、泉南市としてはその中に個人の土地があるというふうには思っておりません。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 私が言うておるのは、それなら市に何も責任がなく、大阪府と整理組合に責任があるんやという言い方のようなことを言うたんですけど、公園を受け取ったのは市であり、最終的には市は公園を受け取って整理しとるんですから、土地の所有者が訴えたのは、今は区画整理組合なんてないし、それから大阪府を訴えんで、泉南市を相手取って自分の土地であると。それで、その公園の中に自分の土地が取り込まれてるという訴訟ですわな、これ正式に。今の訴訟はそうなってるでしょう。だから、その土地買収に当たって、泉南市はその経過に入ってないとかいうんだけど、そもそも最初の時点において整理組合をやるとき市は全く関係しなかったかと。土地の整理やなんか、その辺について泉南市は全く関係

なかったんやと。

ちょうど公園のところで、僕は知ってますけど、ずうっと所有者の、150坪だから大分公園になっとるんですけどね、150坪公園になっとるんだけど、だから詳しいことは多分裁判でその経過は明らかになると思いますわ。だから、それ以上僕も言いませんけどね。これについてはやはり150坪の土地が市の公園の中にあるという、こういう訴訟というのは私は非常に市に対しては、まさかこんな公園に150坪も個人の土地が取り込まれてるということは、過去ないことだと僕は思うんですわ。

実際市長、そうでっせ、こんな150坪の公園に、自分の土地を取り込まれた訴訟なんてないでっせ、こんなの。いや、市長笑っとるけどね。この訴訟はほんまに市が勝てるとか、やっぱりきちっとしたら深刻な問題出てきまっせ、この問題は実際。私は口で今言いませんけど、この問題については裁判中であるから、そういう個人の予断をもって僕は言えませんが、こんなこと。言えませんが、そういう深刻な問題を抱えた問題でっせ、これ。（「裁判が終わったら」と呼ぶ者あり）そうや、予断をもって言えないと言うたんや、僕は。もういいわ、これでいいわ。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 1点だけお尋ねをします。上村老人集会所の件でございますけれども、今回、公有財産購入費と、入の方で寄附金ということで、それぞれ144万4,000円ということで出てきてるわけでございますが、上村老人集会所については当初予算の方から計上されておりました、いまだ建設に至っていない理由を明らかにしていただきたいというふうに思うんですが。

議長（重里 勉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） 上村老人集会所の件でございますが、いまだ建築にかかっておらない理由ということでございますが、これにつきましては放流同意の関係でございます、漁業組合の方からいまだ、ずっと交渉を重ねてまいりましたが、協議に至るまでに至らなかったということで今までおくれておったことでございます。よろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 放流同意で漁業組合の方が協議に応じないということでしょうかね。たしか開発指導要綱の改正によりまして放流については

同意から協議に変わっているというふうに理解をしているわけですが、建築物の関係で言いますと、水利さんと漁業組合、双方におのあの協議をして手続を踏んでいくということになっておりますけれども、これは同意から協議に変わってますよね。これは開発指導要綱の関係でお聞きをしたいんですけども、応じないというか、話は何回も行ってダメだった場合は、結局は改正前と改正後の扱いというのは変わるんでしょうか、同じなんですか。ちょっと質問の仕方が悪いかわかりませんが。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） お答えいたします。

浄化槽設置届けでございますから、協議が成立してから経由ということで取り扱いをいたしております。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） いやいや、確かにそのことはわかるんですけども、ただ、僕の勉強不足で申しわけないんですけども、たしか開発指導要綱を改正しましたよね。ちょっと年月も忘れまして申しわけないんですけども、それ以前に泉南市として浄化槽の関係で同意金のことで偽造事件が発生をして問題になったこともありますよね。その中で惹起した問題として、指導の中では、建設省の通達の中ではそういったものは一切要らんということになってるにもかかわらず、当市の場合ではその同意判、判こ代として現実として何十万円か払わんことには開発申請ができなかったという経過があって、指導要綱の方も同意から協議に変わっているというふうに私自身は理解をしてるんですけども、その辺、改正後どうなってるんかということをお尋ねしてるんですけども、取り扱いとしては同意から協議に変わっても何ら変更はないわけなんですか。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

確かに要綱改正以前は同意ということで、そういうことで行ってありました。しかし、平成6年11月に指導要綱改正に伴いまして、その同意という言葉も協議ということに変えさせていただいております。その協議ということにつきましては、あくまで水利権者、漁業組合等と協議を行いまして、合意形成を図っていただくということで、それらの、泉南市様式3ということで、開発等に関する協議報告書ということで、その辺の報告書

の提出を求めています。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） もうちょっと平たくお話をしていただきたいんですけども、同意をしていただくのにたしか何十万かの金が必要ということが現実にあったわけですし、そのことは皆さん御存じのとおりでございますんで、協議になることによって、そういったいわゆる判こ代ですよね。平たく話しさしていただいていますんで、言葉の語弊があるかわかりませんが、そういったものは必要がなくなってるんかどうか、そのあたりはどうなんです。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 一応そういう水利権、漁業組合との協議ということになっておりまして、その協議につきましてはその申請者と各水利、漁業組合との話し合いということになっております。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） そうということでありますと、結局はどうなんですか。片一方は、権利者の方としては何もなしでは話に来られても困りますよと、片一方、開発する側としては話だけでええんやということのすれ違いに終わってしまう可能性があるわけですし、今回の上村老人集会所の経過をたどってみても、まさにそのようなことが原因で事実上とまっていると違うんかなという気がするんですけども、その辺の解釈として、開発指導要綱の原則からいって見解をまず明らかにしていただきたいんですが。話を通しただけで、もうそのことが事足ってるのかどうかですね。そして合意しなかったらそれは一切前へ進まないんかどうか。行って話をすればいいのかどうかですね、その辺ちょっと明らかにしてほしいんですが。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） 一応申請者と、それらの機関の方々と協議を行いまして、協議報告書というところにその申請者、協議者、代理者——代理者というのは設計事務所等ですけども、それらの同意の判をいただいております。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 判こがいただければ、何回も足を運んで御苦労さんで済むんですけど、結局は何回足を運んでも、現実として判こがもらわれ

ないと。今回でもそうなんでしょう。既にもう何回か、それこそ人変え、手変え、いろいろな形で何回も足を運んでるけども、水利さんの方は御了解いただいたけども、漁業組合さんの方がなかなか御了解がいただけないということで、判は現実としていただけてないんです。ないからとまってるんでしょう。そのことがずうっと、判がもらわれん限りそういった開発ができないんかどうか、府へ経由することができないんかどうかです。もしできないとすれば、開発指導要綱を何のために改正をしたのかどうか、同意から協議に変えたのかどうか、意味を持たないんじゃないかなという気がするんですけども、その辺だけまず答えていただきたいんです。判こが絶対必要なか、判こがなければ何事も先に進まないんかどうかですね。

議長（重里 勉君） 馬野都計課長。

事業部都市計画課長（馬野史郎君） お答え申し上げます。

協議書が成立しなかった場合はどうかということにつきまして、一応成立しなかったら担当といたしましては開発審査会等に諮りまして、意見等もお聞きします。それと、大阪府等の意見も聞きながら調整をしていきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 私の解釈では、同意から協議に変わってるわけですから、精力的にお話し合いをして、どうしてもそういった協議が成立しなかった場合、判こをいただかなくても前へ進められるというふうに解釈してるんですが、他の事例でもそういったことはあるはずなんです。ですから、今回の件にしてもそういった形で開発審査会、また府へ相談に行かれて、当初の計画どおり早急にされることを望むわけなんですけども、今回このことによって何らかの、多分単独浄化槽だというふうに思うんですが、変更を検討されたんですか。

議長（重里 勉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長（大田 宏君） お答え申し上げます。

今現在、当初の計画では単独浄化槽ということで漁業組合の方にお話に行ったわけでございますが、結果として判こがいただけなかったというようなことございますので、もう今の段階ではこれ以上おくらすということも問題もございませんので、我々といたしましては簡易水洗方式というんですか、これに変えざるを得ないなというようなところでございます。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 部長、簡易水洗に計画を変更されてるということですが、おかしいですね。開発指導要綱、役所がつくってるわけですから、民間にもそういうふうな形で当然行政として指導性を発揮していく立場のところ、そんな変更してたらどうなるんですか。おかしいと思いませんか。私は非常におかしいと思いますよ。ちょっと納得できる答弁をいただきたいんですが。

議長（重里 勉君） 暫時休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後4時33分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時34分 休憩

午後5時22分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。上林助役。

助役（上林 郁夫君） 貴重な時間を休憩に費やしましてまことに申しわけありません。

〔小山広明君「そのとおり」と呼ぶ〕

助役（上林 郁夫君） （続）私の方からおわびを申し上げたいと思います。

休憩前の真砂議員の質問に対しまして、再度私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

し尿浄化槽を新たに設置する場合は、その放流先であります水利組合や漁業協同組合と協議をし、合意していただくように現在行政指導を行っておるところでございます。これは、放流に際しまして何らかの影響を受けると考えられます農業従事者や漁業従事者の方々の御意見を十分にお聞きしたいということからであります。

この指導によりまして、水利組合や漁業協同組合との間のトラブルもなく今日まで行ってきたものであります。その意味では一定の効果があるものと考えておるところでございます。

休憩前に担当部長の方から簡易水洗方式に変更したい旨の答弁を申し上げ

げましたが、今日の情勢から申し上げまして、泉南市合併処理浄化槽設置整備事業の実施との整合性を考えますと、合併浄化槽とすることが最良の方法であると考えられますので、この方向で再度検討させていただきたく、御了承のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 大変貴重な時間をいただきまして申しわけございません。理事者並びに議員の皆さんに私の方からもおわびを申し上げたいというふうに思います。

今、合併処理浄化槽も検討していくということでございますので、一定了としたいというふうに思うんですけども、やはり私は先ほど議論の中で合併浄化槽が課題として上がって、今回提案してるわけですから、そういった行政の整合性もひとつ持っていないかんのと違うかなというふうに思いますし、民間に対する指導性の問題もやはりこの問題についてはあるわけですから、その辺も十分行政としてやっていただきたいなというふうに思います。

それと加えて、さまざまな国なりまた府からの通達文がございます。一方では通達は守らないかん、一方では守らんでもええというようなことも非常にぐあいが悪い面がありますので、そういった行政の一貫性をきちっとしていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願ひ申し上げまして質問を終わります。

議長（重里 勉君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案第10号、今年度の一般会計補正に反対の立場で討論させていただきたいと思います。

関西新空港は、大変地元にとっても当初の夢破れるという現在の状況であると思います。この先にほんとに地元の人として希望を持っている人は、私はある意味でないと思うわけでありますが、そういう中でまたぞろ南ルートというようなものに今回100万円の予算を出しておるわけでありましてけれども、普通に考えればできないというのが私は常識だろうと思います。

しかし、市長は是が非でも南ルートをやりたいという信念があるようで

ありますけれども、であるなら先ほどの質疑の中でも私が申し上げたように、２期工事を許すといえますか認める条件として、南ルートを絶対的に認めない限り泉南市としては認めないと、そういうようなことを今明確にする意思があるかということ聞いたわけでありまして、ある意味ではそれを了とする御返答をいただきました。そうすれば市長が言う、私の目的と同じと私は思うわけですが、自然を大事にした緑と夢のある泉南市を築くという点からすれば、私は関西新空港があることがそういう夢を実現するとは思いませんので、市長とは考え方を、皮肉な意味で同じになるのではないかと思います。

ぜひ市長は、この南ルートをつける約束がない限り２期工事を認めないという意思を貫いていただいて、最終的な到達点は私と同じような、緑を守る、自然豊かな泉南市を子孫まで残していくという、そういう結果になれば私は幸いであると思うわけでありまして。

そういうような点から、私の考えからいえば実現性はないわけでありまして、そういうむだな１００万円を組んだ予算には反対でありますので、皆さんの御賛同をひとつよろしくお願いをいたしまして、市長にはひとつ今言ったことを頑張っていて、２期を認めるのであれば南ルートは絶対につくるべきだということを条件としていただきたいと思います。私は、そのことは絶対に国や府はうんと言わないはずでありますから、そのことを意見として申し上げて、反対の討論にさせていただきます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第１０号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって、議案第１０号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第８、議案第１１号 平成７年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第11号、平成7年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

まず、93ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ1億7,900万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ37億4,142万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出につきまして簡単に御説明申し上げます。103ページをお開き願います。下水道建設費の工事請負費1億7,900万円ですが、これは公共下水道事業建設費国庫補助金の増額によるものでございます。

お手数ですが、98ページにお戻り願います。継続費補正といたしまして、南海軌道横断管渠築造工事2件をお願いしております。また、99ページは、これに伴いまして債務負担行為の減額補正をするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明といたします。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 継続費補正で大変膨大な金額があるんですが、この辺の説明をもう少し詳しくしていただきたいと思うんですが、大変高額なんでひとつよろしく願いします。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

実は先ほど助役の方から提案理由の説明で申し上げましたが、99ページの債務負担行為につきましては、本年の当初予算で御承認をいただきまして、平成7年度から平成8年度に対しまして31億円の御承認をいただいていたわけですが、従来より樽井男里線の雨水管渠の築造につきまして、最大のネックとなっておりました南海軌道横断の件でございます。昨年来、大阪府並びに南海電気鉄道と種々協議をいたしてはりましたが、先般協議が調いましたので御提案したような次第でございます。

内容につきましては、当初は2カ年で工事ができるものと考えておりま

したが、協議の結果、約30カ月がかかるということになりましたので、今般3カ年の継続費補正をお願いしたような次第でございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） これは特殊な、電車の軌道の下を通るということで大変割高な事業費になるんじゃないかなと思いますし、岡田のところからのくぐる分も何ミリとかいう形でなかなか期間もかかるということで、こういうものは歳入面でやっぱり全部市民にそういう割合でかかってくるのか、これは特別な何か財源的な手当てはあるんでしょうか。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

財源の内容といたしましては、通常の雨水管渠の築造工事と同様でございます。国庫補助金また府補助金、それと従来行っております企業局からの負担金、私どもの一般会計、市債等でございます。

以上でございます。

〔小山広明君「特別なことはないということやな」と呼ぶ〕

下水道部長（白谷 弘君） （続）はい。

議長（重里 勉君） ほかにないですか。——和気君。

22番（和気 豊君） 今回は市債が減額計上されているわけですが、これまで62年当初から始まった下水道事業、今起債発行額、総額はどれぐらいになっているのか、そしてその元利返済の関係ですね、明らかにしていただきたい。

議長（重里 勉君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

本年度の起債見込みにつきましては、18億1,550万円の予定でございましたが、今般の補正によりまして13億8,640万円の起債見込みになりました。トータルいたしますと本年度末で98億8,867万5,000円の見込みでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 既に我が党の同僚の林議員の質疑の中で、公の大蔵省その他のところから許可されている公債、それから縁故債含めて、どち

らにしても借りがえが可能だと、こういうことが明らかになっております。こういう点でこれだけの起債を発行し、今の現状からいってもなかなか下水道使用料ですね、これからの収入が十分見込めないと、こういう状況の中で、しかしますます事業は進めていかなければいけない、期待に負うところがどっと多くなっていくわけですから、当然市民の立場に立っても起債の利率を低くしていくための借りがえと、こういうものについても懸命な努力を払っていただきたいというふうに思うんですが、これは下水道部長の所管でもありますと同時に、財政全般にかかわる問題でありますから、その担当のところからも決意を込めて御意見をいただきたいというふうに思います。

議長（重里 勉君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 財政を預かる者として、当然起債のみならずすべてのことについてやはり節減なり、また経費を節約するということを考えていきませんし、特に起債の関係につきましては利率の関係もございませぬ。これらについては一定の制度があるわけではございますが、それらを含めて相手方とよく話し合いの中で、できるだけその財源についての確保並びにその節減についていろいろと勉強していきなさいと、このように考えております。

〔和気 豊君「もう部長ええわ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） ただいま審議をされております議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

議案第11号でございますが、今の議論の中にもありましたけれども、100億近い借金がもう既にあるわけでありまして、昨年度の決算1つ見ても、使用料収入は100万をちょっと超える程度、これはだれが考えてもオール借金でやっているような事業でありますし、このことは私が以前から言っておりますように、合併処理浄化槽というのをやるのが泉南市にとっては一番地域に合った、安い、しかも効果的な、どこからでもいつでもやれる、そして従来使っておった水路などが有効的に使っていける、まあ一石三鳥、幾つでも効果があるわけでありまして、なぜそういうふうなものに切りかえないのか。これはもうとっくに財政的に破綻をした事業

であると私は思うわけでありませう。

そういうことで、このような下水道の今のやり方についてずっと反対をしてきておりますので、同じ理由で反対をさせていただきますので、よろしく御賛同をお願いします。

議長（重里 勉君） ほかにないですか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第 11 号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第 9、議案第 12 号 平成 6 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 24、議案第 27 号 平成 6 年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上 16 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成 6 年度各会計決算認定 16 件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員 大石恭史君。

15 番（大石恭史君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成 6 年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき泉南市長より審査に付されていた一般会計及び特別会計等の決算について、平成 7 年 7 月 26、27 日、黒須監査委員と私が審査をいたしました。

その中で、審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

引き続きまして、平成 6 年度水道事業会計決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき泉南市長より審査に付されていた水道事業会計決算について、平成 7 年 7 月 5 日に黒須監査委員と

私が審査をいたしました。

それにつきましては、水道事業会計決算書を中心に、証拠書類並びに関係諸帳簿等について審査をいたしましたところ、いずれも法令の定めるところにより執行されており、その収支状況は適正に行われておりました。

なお、審査意見書につきましては、それぞれ別添のとおりお手元に配付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

甚だ簡単ですが、審査報告とさせていただきます。

議長（重里 勉君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定16件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。収入役 辻 利彦君。

収入役（辻 利彦君） それでは、議長のお許しを得ましたので、ただいま一括上程されました平成6年度泉南市一般会計及び特別会計、財産区会計の歳入歳出決算の概要について御報告を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額189億7,568万134円に対し、歳出決算額は188億2,663万100円となり、歳入歳出差引額1億4,905万34円の黒字となっておりますが、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費1億4,244万20円でございますので、これを差し引きますと、661万14円が本年度の実質収支の黒字となっております。なお、単年度収支といたしましては、520万1,057円の赤字となっております。

次に、樽井地区財産区会計でございますが、歳入決算額9億628万6,300円に対し、歳出決算額2,385万4,333円で、歳入歳出差引額8億8,243万1,967円の黒字となっております。その同額を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、狐池財産区会計、信達市場（久堀池）財産区会計、馬場財産区会計、海営宮池財産区会計、信達市場財産区会計、新家（大池）財産区会計、道光寺池財産区会計、新家高野・野口（大掛）財産区会計、以上8財産区会計の決算につきましては、数字等の読み上げは省略させていただきますので、何とぞよろしく御了承賜りたくお願いをいたします。

次に、交通災害共済事業特別会計でございますが、歳入決算額310万9,380円に対し、歳出決算額309万4,757円で、歳入歳出差引額1

万4,624円は、翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入決算額36億9,161万5,946円に対し、歳出決算額42億7,939万5,775円で、歳入歳出差引額5億8,777万9,829円本年度実質収支の赤字となっております。このため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てんいたしております。

次に、老人保健特別会計でございますが、歳入決算額35億7,759万6,171円に対し、歳出決算額35億9,600万3,123円で、歳入歳出差引額1,840万6,952円が本年度実質収支の赤字となっております。このため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足を補てんいたしております。

次に、下水道事業特別会計でございますが、歳入決算額38億1,299万3,155円に対し、歳出決算額38億1,273万6,741円で、歳入歳出差引額25億6,414円につきましては、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費として繰り越しいたしました。

最後に、汚水処理施設管理特別会計でございますが、歳入決算額1,954万2,228円に対し、歳出決算額1,667万4,827円で、歳入歳出差引額286万7,401円は翌年度へ繰り越しいたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、各会計決算の概要説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

議長（重里 勉君） 藤岡部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 一括上程されました議案第27号、平成6年度泉南市水道事業会計決算認定につきまして説明を申し上げますので、どうかよろしくお願い申し上げます。決算書につきましては別冊となっておりますので、済みませんが、よろしくお願い申し上げます。

まず、別冊決算書なんですけれども、30ページをよろしくお願い申し上げます。事業収入につきまして説明を申し上げます。税抜きということで数字を申し上げます。収入としまして、決算額が10億8,487万1,209円ということでございます。対しまして31ページでございますけれども、事業費用に関する事項ということで、決算額が12億3,508万6,041円ということでございまして、収支差し引きしますと1億5,021万4,832円の純損失ということになっております。

この純損失につきましては、大変申しわけございませんが、10ページの方に戻ってほしいと思います。10ページの下から3行目でございますけれども、当年度純損失として先ほど申し上げました1億5,021万4,832円ということになっております。そして、その純損失に対しまして、前年度繰越利益剰余金4,871万7,480円を充当しまして、当年度の欠損金としまして1億149万7,352円の欠損金となったということでございます。

この欠損金の処理につきましては、14ページでございます。14ページの方では欠損金処理計算書ということで、翌年度繰越欠損金としまして先ほど申し上げました欠損額1億149万7,352円を計上してるということでございます。

続きまして、資本的収支につきまして説明を申し上げます。ページにつきましては7ページでございます。収入としまして、資本的収入8億431万5,430円となっております。対しまして支出でございますが、8ページでございます。資本的支出としまして10億1,472万9,393円ということで、収支差し引き不足額が2億1,041万3,963円ということでございます。この額につきましては、当年度分損益勘定留保資金7,029万9,810円、それと当年度消費税資本的収支調整額1,146万8,471円、それと建設改良積立金1億2,864万5,682円で補てんをしたということでございます。

大変簡単で申しわけございませんが、決算報告とさせていただきます。本決算の御認定につきましては、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより各会計決算認定16件に関し一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

8番（小山広明君） 私は決算委員でないのですが、ただ簡単にポイントだけ質疑をさせていただきたいんですが、先ほど黒字とそれから赤字という表現があったんですが、その辺の説明をもう少し詳しくさせていただきたいんですが、黒字だったけども、単年度では赤字になったという説明だけだったんで、その辺の御説明と、それから税金の方が入ってこなかった額がかなり大きいと思うので、その辺の原因とか、それから土地保有税なんか5割を切って歳入されてないという問題、この3点ちょっと御説明をしていただけますか。

議長（重里 勉君） 藤岡会計課長。

会計課長（藤岡 桑子君） 先ほどの単年度収入、赤字、黒字ということなんでございますが、これにつきましては実質収入といいますのは、歳入歳出差引額引く翌年度へ繰り越すべき財源というのが実質収入となってございます。それから、単年度収支額といいますのは、当該年度末実質収入引く前年度末実質収入額ということになっております。それで計算いたしましたら、単年度収支額といいますのは赤字、それから実質収入額というのは黒字となってまいります。

以上でよろしいでしょうか。

〔小山広明君「ほかのは」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 小山議員さんの市税の収入未済額が相当に上るという件についてお答えします。

これは府下、全国的にもそうなんでございますけれども、特に泉南市における収入未済額は平成6年度は86%台まで落ちてしまったということでございますけれども、主な原因は不況によるものであるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 土地保有税の半分も歳入されてないという問題も今のトータルの答弁に尽きるのかなと思うんですが、余りにも額が多いし、不況で、みんな一生懸命納めとるのに額が11億5,000万、不納欠損も入れますと11億7,000万という御報告があるわけで、これは余りにも金額が大き過ぎるし、やっぱり不況のときはみんな不況で大変だと思うので、この辺が単に不況だけでこういう数字になっとなるのかどうか、その辺がちょっと気になるんですね、報告聞いとって。

それから、先ほどちょっと事務方から御説明ありましたが、いわゆる出る方と入る方とを差し引きしたのに、前年度の分を引いたのが黒字だと言ったんでしょう。しかし、赤字だという説明は、ちょっと今の説明を聞いてわからないんですが、単年度では赤字でしょう。ということは、その年度で入ったお金、出ていったお金の差し引きが赤字だったということなんですかね。そうすると、さっきの黒字という話はどうなるのか、ちょ

っとわからないんですが、その辺をわかりやすく御説明をいただきたいな
と思います。

先ほど言っとったやっぱり11億という大きな、本来これが入れば赤字
にならないと思うので、その辺を少し努力をすれば赤字というような報告
をしなくていいんじゃないかなと思うので、単に不況だからこれだけ集ま
らなかったよという問題だけじゃなしに、本来取れるのに市の何か原因が
あって取れなかったこともあるんじゃないかなと。特に企業の土地保有税
ね、5割切っとるわけでしょう。これなんかもう少し何かできなかったの
かなあと思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。大きな意味での
判断でいいですから、余り細かいやりとりは僕もここでするつもりはない
ので、その辺もう少し御説明いただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） お答えします。

特別土地保有税が相当収納率が悪いんじゃないかということでございま
すけども、その大半が倒産ということで、現在徴収できるような手続をと
っている最中でございます。

議長（重里 勉君） 以上で本16件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成6年度各会計決
算認定16件につきましては、12名の委員をもって構成する決算審査特
別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに
いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって本16件の平成6年度
各会計決算認定につきましては、12名の委員をもって構成する決算審査
特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに
決しました。

さらに、お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員
会委員12名の選任につきましては、議長において指名することにいたし
たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名する
ことに決しました。

これより指名いたします。平成6年度決算審査特別委員会委員に、2番 中野吉次君、3番 南 良徳君、6番 北出寧啓君、7番 奥和田好吉君、9番 上野健二君、10番 藤平サト子君、11番 堀口武視君、14番 巴里英一君、16番 山内 馨君、22番 和気 豊君、23番 林 治君、24番 島原正嗣君の以上12名の諸君を指名いたします。

ただいま指名いたしました12名の諸君を平成6年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましてはよろしくお願ひ申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後 6時05分 休憩

午後10時33分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第25、議案第28号 工事請負契約の締結について（（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事（建築））から、日程第27、議案第30号 工事請負契約の締結について（（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事（機械設備））の以上3件について一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案3件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました議案第28号、第29号、第30号の仮称泉南市総合福祉センター建設工事に係る工事請負契約の締結について順次御説明申し上げます。議案書は、分冊の1ページ以下でございます。

まず、議案第28号、工事請負契約の締結について、（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事（建築）について御説明申し上げます。

最初に提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事の建築工事でございます。工事請負者は、大阪市中央区平野町四丁目2番16号、不動・森本建設工事共同企業体でございます。代表者は不動建設株式会社

大阪支店でございます。

請負金額は、23億1,750万円でございます。

仮契約日は平成7年9月5日で、入札方法は、指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料として添付いたしております。

次に、議案第29号、工事請負契約の締結について、(仮称)泉南市総合福祉センター建設工事(電気設備)について御説明申し上げます。議案書は、分冊の13ページからでございます。

提案の理由につきましては、議案第28号と同様でございます。

契約の目的は、(仮称)泉南市総合福祉センター建設工事の電気設備工事でございます。工事請負者は、大阪市中央区高麗橋四丁目3番7号、東光電気工事株式会社関西支社でございます。

請負金額は、8億3,430万円でございます。

仮契約日は平成7年9月5日で、入札方法は、指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料として添付いたしております。

次に、議案第30号、工事請負契約の締結について、(仮称)泉南市総合福祉センター建設工事(機械設備)について御説明申し上げます。議案書は、分冊の25ページからでございます。

提案理由については、議案第28号と同様でございます。

契約の目的は、(仮称)泉南市総合福祉センター建設工事の機械設備工事でございます。工事請負者は、大阪市中央区本町一丁目8番12号、日立プラント建設株式会社関西支店でございます。

請負金額は、9億4,760万円でございます。

仮契約日は平成7年9月5日で、入札方法は、指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料として添付いたしております。

簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———山内君。

16番（山内 馨君） それでは、ただいま上程をいたしております福祉センターの工事建設請負締結について若干御質問を申し上げます。

まず、今回の業者指名に至るまでの指名委員会の経過の御報告をお願いいたします。

それから、今回、契約相手であります不動建設株式会社と共同企業体である森本組の両社の中で、泉南市における事業実績等の御報告をいただきたいと思えます。

さらに、今回40社で企業体が20ということで指名入札を行っておりますが、その中で市長の後援会と関係のある業者名はどなたなのか、御報告をいただきたい。

以上、3件の御質問を申し上げます。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま山内議員から御質問のありましたうち、指名委員会の経緯ということでございますけども、この件につきましてはかなり大規模な工事ということで、当初一般競争入札の導入ということも検討したわけでございますが、平成9年の3月末日完成という予定からいたしまして、いろいろな事務作業をしてきました結果、時期的に一般競争入札が導入できないということで、最終指名競争入札ということで施行さしていただいております。

その中で、指名の考え方でございますが、建築工事のいわゆるジョイントベンチャーのメインになるAグループの選定基準につきましては、国の経営事項審査点数が1,800点以上で、泉南市の指名業者として登録しております業者、これは35社ございますが、この中で指名停止、あるいは泉南市での手持ち工事のある業者等を除きまして、経営審査点の上下なり経営状況、技術適性、工事实績などを考慮いたしまして、泉南市の建設工事指名業者等選考委員会の審議を経て選定いたしました。

具体的に申し上げますと、指名停止が6社、それから泉南市の手持ち工事を持っておる業者が1、それから技術適性がないというふうに判断したものが2、それから経営状況の点から検討いたしましたのが1、それから工事实績等という中で、指名解除直後であったという会社が1、それから

報道等で阪神大震災の関係で手抜き工事等が報道されたような業者が1、それから汚職等そういう事件に絡んで報道されたために回避をさせていただいた会社が2というような形で排除いたしまして、これらを除きまして経審点の上位から20社を選んだということでございます。

Bグループにつきましては、経審点の1,500点以上の中から、同様な要素を検討しまして20社に絞らしていただいております。

それから、電気設備業者につきましては、同じく国の経審点の高い業者の中から、手持ち工事のあるような業者を除きまして20社を選定いたしております。

それから、機械設備業者につきましても、同じく経審点の高い方から指名停止中の業者を除きまして20社を選定したところでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） それでは、私の方から山内議員さんの不動・森本の泉南市内における公共事業の実績につきまして御報告させていただきます。

不動建設につきましては、平成2年に下水の方の工事、公共下水の工事を発注しております。それと、昭和52年に泉南市立の体育館の建築を行っております。そして、森本組につきましては、平成3年に下水工事の実績がございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この40社の中に私の後援会に入っている企業はあるかというお話でございますが、具体的名前についてはお許しをいただきたいというふうに思いますが、件数といたしましては40社中6社でございます。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） まず、指名の業者の選定の経過でございますけれども、ここに資料をいただいておりますけれども、まず建築ですけれども、1,800点以上ということでございますけれども、指名停止中とかいろんな問題がある会社を除いてということでございますから、ちょっと教えていただきたいのは、業者名を書いていますから申し上げますけれども、竹中工

務店が2,166点で一番上なんですけれども、資料には備考の欄に何も書いてないんですけれども、その理由がちょっとわかりません。それから、大林組もわかりません。戸田建設は入ってますね。それから、新井組ですね。それから、大末だと思えますけれども、この会社は1,800点以上の会社でありながら説明の欄には何も記載してないんですけれども、これを指名の企業体から外したということはどういう理由なのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、実績でございますけれども、確かに私も記憶をいたしておりますけれども、昭和51年ですか、52年ですか、不動建設が体育館を建設された。そのとき不動建設は、金額は今ここで覚えておりませんけれども、当初現説を受けて入札して応札をして、そして落札をした以後、その工法に問題があるということの問題提起をされまして、それはその当時のPC工法で非常に珍しかったと思えますけれども、この工事では安全が保証できないと、この設計どおり工事をすれば安全は保証できないというような理由をつけまして、泉南市へ言ってきたことがございます。

私もその当時議員でございましたから、全員協議会等に入りましたけれども、結果的には現説を受けながら応札して、落札をして、工事の権利を獲得しながら、その工事をやれば安全が保てないというような、一流の会社でありながらそういうことを言って問題を提起しました。理事者もそうですけれども、我々議会の方といたしましても、安全を保てないとおっしゃることにはどうしても勝てなかったわけですね。それで、その意向を酌み入れて、設計変更して、金額的にも約5億の金額を上積みしてあの体育館を施工してもらったという経過があります。

市長、そのことを御存じなら、過去にそういう問題のあった業者をなぜ指名に入れたのか、ちょっと私は理解できませんから、その点の御説明をいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの指名基準につきましての質問でございますけれども、先ほど固有名詞なしに一応理由を申し上げたわけなんです、竹中、大林につきましては、汚職事件絡みの報道がそれぞれ1年範囲の中でいろいろございましたので、そういう理由で排除いたしております。それから、新井組につきましては、先ほど申し上げたように阪神・淡路大震

災の関係で手抜き工事が発覚したという報道がされまして、その結果回避をさしていただいております。それから、大末建設につきましては、経審点上位から見ていった場合に21番目ということで、上位20社の中に入らなかったということでございます。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 2点目の体育館の問題でございますが、これは相当以前なものですから、今の職員でその当時多少覚えておるといのが私ぐらいなものでございますから、お答えを申し上げたいというふうに思いますが、御指摘のように、泉南市立体育館の発注が当時なされまして、そして不動建設ほか2共同企業体、落札されたわけなんですけれども、落札後いろんな問題が生じたわけなんです、1つは工法がPC、いわゆるプレストレスコンクリートという工法なんです、この屋根もプレストレスなんですけれども、それが普通の単純なプレストレスコンクリートではなしに壁面一体型という、いわゆる箱型、ラーメンというんですけれども、ラーメン構造の特殊な工法で、我が国初だというような工法であったと。

その中で、1つは建築確認申請が取れておらなかったという問題がございます。これは通常大阪府に建築申請しますと、大体3週間でおろさなければならぬということになってるんですけれども、この工法は特殊だということもありまして、大阪府では疑義があるという注文が付きまして、そして日総験という学者さんが入ったそういうところへ回して、そこで解析等のチェックをしていただくということであったわけなんですけれども、その段階で要するに構造上の力学計算が十分設計者の段階でなされておらなかったように記憶いたしております。これは私、当時直接これに携わったわけではなくて、トラブってから全市的対応という中で、私、土木担当だったんですが、建築の方、PCも経験ございましたので、見てくれということがありまして、途中からそれに加わらしていただいたような経過でございます。

話せば非常に長くなるわけなんですけれども、最終的に52年の第2回の臨時会が行われてるわけなんですけれども、そこで当時山内議員さんは議長でおられたと思いますが、いろいろ質疑があって、最終のいろんな市の見解が示されているわけなんですけれども、当時の出羽康夫理事、後に助役になられましたけれども、この方が最終的に報告をされてるわけなんです

けども、それによりますと、今回の我々の方の調査によりますと、まずその設計の段階における期間が短いというようなことによる点と、それから設計がPC等の非常に高度な技術を要することと、日総験への建築許可という関係を合わせまして最小1年はかかると。設計が1年かかるというものをわずか2カ月でとりあえず図面、書類を上げたということの中から問題が出てきているわけでございまして、請負業者といたしましては建築許可を受けてからならいつでも建てるのだということの問題がありますので、工事を受けた業者の部分につきましての責任という問題の部分については、これを追及するということについては問題があるというふうに考えておりますという答弁をされておられまして、事実、施工業者そのものにペナルティーを科したということではございませんでした。

それともう1つ、その後平成になってからの下水道工事がございまして、この不動建設が1件落札されて工事を施工したというふうなこともございまして、これについてはそういう問題があったということは私は承知をいたしておりましたけれども、特にそれをもって除外するというようなことについては考えなかったということでございます。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） それでは、市長の方から後援会の関係する会社は6社であると、こういうふうにおっしゃったんですけれども、あなたの後援会の名称は何とおっしゃるんですか。

それから、恐らく大阪の方の選管へ届け出た正式な後援会だと思いますけれども、事務処理はどういうふうにされておるんですか。

それから、法的にあなたの後援会に入会をされておる方々は、会費はどのぐらいをいただいておりますか。

それからさらに、会費を出しておるとすれば、その業者はあなたが指名をいたしますと、法的に政治資金の規正法には関係ございませんか。それは選管の方から御返答いただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 名称は清樟会と申します。大阪府の選挙管理委員会に届け出ております。

それから、政治資金規正法が改正をされまして、政治家1人につき1団体について資金管理団体を指定することができるということになっており

まして、清樟会は資金管理団体ということにしております。

それから、資金管理団体の場合は、代表者は政治家本人になるということになっておりますので、私が代表者でございます。会の運営そのものは会の役員でもって運営をしていただいております。

それから、会費は、1月1,000円というのが会費の額でございます。

〔山内 馨君「議長、答弁漏れ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） ちょっとお待ちください。選管の方を探しに行ってるらしいんで。山内君。

16番（山内 馨君） それでは、時間の都合もありますから、ちょっと質問の方を続けさしてもらいます。

市長も御存じのとおり、後援団体のことにつきましても昨今非常にやかましいわけで、しかも業者の入札につきましても最近非常に難しい問題が出ております。例えば、これは26日の新聞ですけれども、岡山県では談合情報があったとおり落札すれば、その事実いかんにかかわらずその業者を総入れかえして入札をやり直すと、こういうようになりそういう面では厳しいことを考えておられるようです。必ずしもこれがいいとは私は思いませんけれども、かえってこのことが悪い方に利用されるおそれもありますから、決してこれがベターな方法だとは思いませんけれども、やはり業者の入札だとか、指名についてはかなり社会から厳しい目が行政に向けられておる時代ではなかろうかと思えます。

市長、これはあなたの雑誌に載ったあれですけどね、読みますと「大手ゼネコン等100社が向井泉南市長の後援会設立」となってますね。これがうそなら、あんた抗議せなあかんし、ちゃんとした処置をせなあかんでしょう。これは鳳凰会ですね。あんたが市長になられた当時の鳳凰会ですね。そうでしょう。あんた、これに対してどのような処置をとられたのか、ひとつお伺いしたい。

泉南市長がこういうことを書かれて何の処置もしなかったということになりますと、これ、やっぱり市の名誉のことにも関するし、もちろんあなたの名誉にも関することですから、やっぱりこんなことを書かれると私は何らかの処置をとったんじゃないかと思うので、とったんであればそのことを教えていただきたいと、こういうことでございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その記事は昨年オニオンですか、載った記事だと思いますが、私、昨年当選をさしていただいて、それまで前市長の後援会、鳳凰会というのがございまして、市政継承をしたということもございまして、その後援会も一たん引き継いだ形になったわけでございます。そういう記事ももちろんございました。書き方についてはかなりオーバーな部分があると思うんですけども、したがって、私もやはりできるだけ改めていかなければいけないという認識も持ちまして、とりあえずその鳳凰会というものについては一たん解散をしたと。

それで、清樟会というのを新たにつくったわけなんですけど、そのときに1つは会費を月額1口1,000円という形に改めた。今は私、資金管理団体ですから代表者ですけど、当時は違いましたので改めていただいたということと、それからできるだけそういう一般的に建設業者さんについては御遠慮いただくという形で、改革といいますか、しております。

ただ、従来からの経緯もあって、まだ若干残ってるわけでございますが、これについては引き続き、私自身としては改革をしていって、できるだけ市民の目から見てもそういう批判を受けることのないように改革をしていきたい。まだちょっと半ばでございまして、十分至らない点があるかどうかというふうに思いますが、そういう姿勢を持って対応をしておるつもりでございまして、いろいろ、先ほども若干指名にも入ってるということもございまして、今後とも引き続き改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 申し上げます。選管の事務局長を今探しておりますので、もう少し選管の件につきましてはお待ち願えますか。山内君。

16番（山内 馨君） では、そのことは後にしてちょっと続けますけれども、市長ね、いとも簡単に自分の後援会のことを説明されましたけれども、あなた最近のことを御存じやと思うけども、例えばここで話ししますとね、前の大阪府知事の中川さんね。あの人、立候補する意思がありながら断念せざるを得なかったと。それは中川さんの後援会のことですね。後援会が届け出をせなんだということでしょう、御存じのとおり。中川さんが全然知らんところで届け出がなかったということでもあれだけの責任を負わされるわけですね。私は知りませんでは済みませんね、これは。

それから、ごく最近でも、大阪府知事の山田 勇ですか、あの人がパーティーを開いたことがありますね。新聞紙上でも若干問題になりましたけども、その中にゼネコンがおったということで、これは恐らく横山さんおっしゃったとおり知らなかったと思いますよ。でも、横山さんはやっぱり知事ですから、後援会の主催には責任ありますね。だから、その処置はちゃんとしましたね。そのゼネコンへ金を返して、そういうことをきちっと、遅まきながらやったと聞いているわけですけども、やっぱり市長は、現在の後援会のあり方というものは、ただの後援会じゃなくして、自分の責任であるということをもっと考えてほしい。それから、そういうふうに後援会やから——そこは隠れみものにはなりません。その会計、決裁、すべて知事であり市長である人がその後援会の責任を負わなくてはならないと、こういうことです。

あんたおっしゃった中で、例えば鳳凰会を平島市長から受け継いで、そのときたくさんゼネコンも入ってた、いろんな人もおったから、それを徐々に整理して、まだその整理の半ばですと大概のんきなこと言ってますね、しかし。そういうときはもう鳳凰会を解散して、新しくつくったときにちゃんと整理すべきじゃないんですか。なぜ残ってるんですか、それは。あんた、それ知らんと言えませんか、責任者ですから。なぜそのゼネコンが40社の中で6社も残ってるんですか。あんた、それ容認してるわけですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 資金管理団体になったのはことし1月でございますけれども、まだ残っております。ですから、私としては先ほども申し上げましたように、今まだその改革途中ということでございますので、できるだけ御理解いただいて、早くそういう御指摘をいただくようなことのないように努力をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） あのね、市長、そんなのんきなこと言ってられませんよ。ゼネコンがあんたの後援会に入ってるのあんた知った時点で、これは早急に処理をすべきですよ。そして、先ほど私が聞いておりますいわゆる政治資金規正法のことを言ってるわけですよ。少なくともあなたの後援

会にたとえ1,000円でも、1年に1万2,000円ですか、それをいただいている会社をあなたが公共工事で指名されるということは普通だと思いますか。それはそれでいいと思いますか。6社指名してるわけですよ。特に、森本組はあなたの現在の後援会員であるということを僕は議長の方から報告いただいています。あなたが議長におっしゃったんやと思いますけれども、それはあなた、それが普通の姿だと思いませんか。僕が聞きたいのは、あなたのそれに対する政治姿勢と、法的な問題との両方からお尋ねしてるんですけれども、その点ははっきりと御返答いただきたい。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この前、総福の委員会で御質問があったわけなんですけれども、会員そのものについて私自身も十分把握しておらなかったわけでございまして、この前御指摘いただいて調べたわけなんですけれども、入っておったということなんですけれども、ただ後援会というのは政治家としての向井通彦の政治活動を支援するという団体でございまして、仕事そのものは公的な立場でやっております、それがその会員であるか否かとかいう問題とはちょっと一線を当然画しているわけでございまして、実際実務をやっていただいている職員さんはそういうことは全く知らないわけでございますんで、そういう長がかかわらない指名委員会というものをつくって、そこで指名をしていただいているということでございます。

ただ、好ましいかと言われますと、御指摘のように好ましくはないというふうに思いますので、私自身もこれから、先ほど言いましたようにできるだけ早い時期に改革をしていきたいというふうに考えておりますので、非常に歯切れの悪い答弁かも知れませんが、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 山内君。

15番（大石恭史君） ちょっと歯切れ悪過ぎるわな、市長。賢明な市長が、非常に言いにくいところはわかりますけれども、やっぱりきちっと答弁いただかなくては、本会議ですから、どちらの論議がどうだろうかということは議事録に残りますから、私もきちっとした質問をしてるわけです。

市長ね、例えば市長が今おっしゃった指名委員会に職員がそういうことを、いろんなことを知らないから指名したんだろうとおっしゃいますけれども、これちょっと僕わからないのは、あなた、指名を市長がするん違い

ますか。市長名でされるん違いますか。そこを職員の方へ逃げたらだめですよ。あんたが指名されるわけでしょう。あんた、指名の通知を各社へ出すときにあんたの名前を使わないんですか、指名委員会の名前で行くんですか。それはちょっと理由にならんですよ、そんなことは。

だからいうて、私は初めから申し上げてるとおり、市長は知っても知らなくても市長としての責任がみずから来ますよと。仕事の上においても後援会においても、私は知らないんだということは通りません時代が来てますよということを言ってるわけですよ。あんたは、私は指名委員会に入ってますんからわかりませんんからということは、あんたのおっしゃることが事実といたしましても、そのことはそうですかと受けとめがたいんですね、やっぱり私らは。

あんたは泉南の市長ですから、あんたの名前で、あんたの印鑑で、それであるんな書類が、公文書ができるわけでしょう。私は知らなんだて、そらあんた、泉南市の行政を隅から隅までわかるはずがないんです。玄関の受付から、あんたは市長の判押してますけどね。そんなことを僕は言うてるわけじゃないんですよ。やっぱりこういう起こってくる責任については市長にあるんですよと言ってるわけ。助役でもなければだれでもないんですよ。あんたが一番最高の責任者として、起こってくることすべてがあんたの責任なんですよと言ってるわけや。後援会のこともそうですよと、現在の法律ではそうってますよと、こういうことです。

それでね、市長、あんた、ことしの1月から政治資金規正法が変わって、後援団体も市長がさっきおっしゃったように変わってるわけですね、法律が。そのときにいわゆる鳳凰会から清樟会にあんたの後援会が名前を変えた、あるいは構成を変えたというときに、あんたはそれをチェックして、ゼネコンには一切お世話にならないと、こういう姿勢を何で打ち出せなかったのかと私は非常に残念なんですけど、それはきちとした方がいいですよ、市長。

特にこの森本組、現在でも、落札した森本組は、これやっぱり後援会に入ってると聞いてますからね。今回のジョイントは50対50でしょう。実際問題50対50の応札ですから、森本組の責任も大ですよ。そういうことですから、市長、本当にあんたよく考えてくださいよ。ほんとに考えてくださいよ。

なぜ私がこういうことをしつこくに申し上げるかと申しますと、実際のところいろんなうわさが飛び交ったわけですよ。私は前、類設計のときもいろいろあなたに御提言申し上げたけども、いろんなうわさというものは、よいこと悪いことまざって来ますから、なかなかそれが真実とは受けとめがたいですけれども、ただそのうわさのとおりになるとやっぱり何かなあということになりますから、そのうわさは100%私は信じてませんけれども、市長ね、今回もそういう経過があって、こういう落札結果になって、やっぱり私はこのままでは泉南市はどうなるんだろうという不安がありますね。やっぱり市長は毅然として、自分は今清潔であろうと思いますけれども、そのことを自分の周辺やら部下に対して厳しく求めていくという政治姿勢があなたには求められるんと違いますか。

私がここで約束していただきたいのは、少なくとも清樟会ですか、あなたの後援会ですね、それからゼネコンを1社もなくするという約束をしてくださいよ。なぜできないんですか、そんなことぐらい。なぜできないんですか。私はゼネコンのお世話になりませんと。私は善良な市民の方々に支えられた市長であるという立場を貫いてくださいよ。なぜゼネコンをなくするということと言えないんですか。徐々にやっていきますとか、なぜそういうような表現しかできないんですか。できないんですか、市長、どうしてもできないんですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 表現がちょっと悪かったかもわかりませんが、徐々にというのは、1月1日に始まって12月末という1年のことがございますので、できればことし中に、御指摘いただいたようなことで整理をしていくようにしたいというふうに思います。

〔山内 馨君「結構ですよ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） きょうあすにやれと言ったって、それはできることでもないから、12月までに、本年度中にやっていただけるということを議会で約束していただいたんですから、二度とそういうことが、いわゆるゼネコンと市長の後援会との関係がこの議場に出ないように、ひとつお願いをしたい。それは私があなたにお願いすることです。よろしく願いしておきます。

それでは、先ほどの選管の法的な見解はまだいただいてませんけれども、
どうですか。

議長（重里 勉君） もう少しお待ち願えますか。

〔山内 馨君「そうですか。じゃ議長、時間も時間やからほかの
人にあったら聞いて。そうでなかったら」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） わかりました。選管が来次第、またその答弁をさせま
す。

ただいま選管の事務局長が参りましたので、先ほどの質問に対する答弁
をしていただきます。橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 大変おくれまして申しわけござい
ません。

後援会員が指名工事等を落札したらどうなるかというお尋ねであったと
思うんですけれども、政治資金規正法につきましては、政治の関係するお
金の流れということがメーンの規制でございまして、例えば政治家個人が
寄附を受けられないという形になると。それと、政治団体にしましても、
政治家さんが指定します1団体に限り、政治資金管理団体を指定しまして、
その管理団体が企業から50万円以内の寄附を受けられると、それ以外の
寄附は受けられないというような形になります。それと、政治家個人には
企業からの寄附は一切禁止されるという形になります。それと、個人から
の寄附につきましても、150万円という寄附が年間されるわけですけれ
ども、これは政治家個人につきましては選挙運動に関しては現金ででき
ると、それ以外につきましても現金ではできないという形の規制がなされま
す。

〔巴里英一君「管理団体については」と呼ぶ〕

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） （続）資金管理団体を指定しまし
て、政治家1人につきまして1団体を規制しまして、その団体につきまし
ては年間個人からは150万、団体からは50万以内の寄附は受けられる
ということでございます。ただ、後援団体の会員がどなたかというような
形の規制はないということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） ちょっと私の質問と答弁と若干食い違うところがあ

るんですけれども、いわゆる政治資金規正法で団体の資金の流れ、これは規制されておりますね。それで、後援会の中に会費を払うておるゼネコンの業者が指名を受けたり落札をしたりということについては、法的にはいかがなものでしょうかと聞いてるわけです。いわゆる規正法だけじゃなしに公選法という法律もありますね。それもそれでいいんですか。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 後援会に入られまして会費を払われる場合は、当然会費は寄附になります。ですんで、これにつきましては資金管理団体に対しましては支払えるということで、そのほかの団体に対しては支払えないという形にはなりません。ただ、後援会員が指名業者になれないというふうな形のなにはございません。ただ、議員さんが指名業者になるとか、あるいは市長が指名業者になるというのは、これはできませんけれども、後援会会員が指名業者になれないというような形のものはございません。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） 指名業者になれないと僕は聞いてないわけです。泉南市、指名業者たくさんいてますよ。今40社挙げてますけれども、市内にもたくさんあるし、指名業者はたくさんあるでしょう。なれないことないでしょう。それはわかってますよ。

ただ、会費を出して市長の後援会へ入ってる企業が、市長から仕事の指名を受けて——指名を受けるんですよ、指名業者になったんと違いますよ、指名を受けてその事業の落札をした場合に、政治資金規正法と公選法のかかり合いはどうですかと聞いてるわけです。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 先生おっしゃっておられるように、当然寄附になるということで、政治資金管理団体しか受けられないということなんです。ただ、会員が指名を受けるということにつきましては、公職選挙法あるいは政治資金規正法とはまた別の問題であるかと思えます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） 局長ね、間違いないですね。あなた間違ってたら大

変ですよ。間違いないですね。ここ、泉南市の本会議ですよ。これは法律ですからね。では、法律を読みませんか。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 大変失礼いたしました。急に飛び込んできましたので、ちょっと資料を持っておりませんので、もう一度調べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） 調べてくれたらいいんですけど、時間もありませんから、僕も非常に心がせてるんですけどね。知らなかったら知らんとおっしゃった方がいいと思いますよ。法律ですからね。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 申しわけございません。勉強不足で大変申しわけございません。

〔「そんなことあるんか。こんな大事なことを」と呼ぶ者あり〕

議長（重里 勉君） 山内君。

16番（山内 馨君） それは困りますね。市長、助役——人事担当の助役はどなたですか。選挙管理委員会の局長ですよ、あなたは。その局長さんが公選法とか政治資金規正法についてわからないから勉強さしてくれということ、ちょっと納得しがたいんですけどね。

〔和気 豊君「間違った答弁しかできへんのやったら、どうにもならんや」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 申しわけございません。ちょっと調べさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思します。

16番（山内 馨君） 議長、そこまで、それ以上聞いても職員が知らないとみんなの前で言ってるんやから、わからないことをわかれと言うのも無理かと思うので、しかし職務上やっぱりすべてのことは、公選法とか政治資金法とか選挙に関する法律はたくさんありますけれども、それを全部頭の中へ入れとくというぐらいの勉強を平生からしておいてほしいと思しますよ。もうこれ以上申し上げませんけれども、市長もやっぱりいろんなことに配慮しながら、ひとつ泉南市の長として頑張ってもらいたい、こういう

ふうに申し上げておきます。

以上で終わります。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 橘選挙管理委員会事務局長に聞くんですけど、公職選挙法では選挙に関してのいわゆる寄附行為ですね、献金は前後何日以内と定められてますか。選挙の日から何日以内にはしないと。

議長（重里 勉君） 成田議員に申します。ただいまちょっと聞き取りにくくて、マイクが入ってなかったものですから、もう一度質問してください。

2 1 番（成田政彦君） 公職選挙法 1 9 9 条では、その当該選挙に関して寄附金を、献金を前後、例えば 5 月に選挙があったら何日以内までに寄附をしてはならないと決めてますか。何日以内に限って。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） まことに申しわけございません。

何日以内と申しますのは、寄附をする日にちということなんですか。1 9 9 条に書いております日にちというのは、利子補給を受けたとかそういうふうな形の期間を書いておるわけなんですけれども、寄附を何日以内といえますのは、申しわけございませんけど、もう一度御質問していただけませんか。えらい済みません。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） いわゆる選挙の期間として、公職選挙法では前後何日ということですか。

〔林 治君「時間も時間やから、どないかせんと」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 申しわけございません。何日以内というのを調べますんで、ちょっとお時間をいただきたいと思います。済みません。

〔審議中断〕

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 失礼しました。成田先生の御質問につきまして、公選法の 1 9 9 条の 5 の部分かと思うんですけども、寄附の禁止ということの中で、一定期間内にされるものを除くということで規制されておりますけれども、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙

につきましては、任期満了の前90日に当たる日から当該選挙の期日まで
というような形で規制されておる、この部分かと思うんでございます。

(成田政彦君「何、もっと大きな声で」と呼ぶ)90日間。(成田政彦君
「前後90日」と呼ぶ)はい。

議長(重里 勉君) 成田君。

21番(成田政彦君) そうすると、選挙のあった日から前後90日以内に
寄附をもらった人に利益を与えた場合は、公職選挙法第199条に当たる
ということになるんです。違反になるんですわ。そういうことですか。も
う一遍確認しとく。選管事務局長、そういうことですか。

[和気 豊君「公選法違反かどうかの規定を聞いてるんやぞ」と
呼ぶ]

議長(重里 勉君) 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長(橘 正三君) 199条の5に規定しております
のは、「政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは
公職の候補者となろうとする者の政治上の主義若しくは施策を支持し、又
は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者を推薦し、
若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの」とい
うことで規定されておるわけなんでございますけれども、一定の期間内に
されるものを除く寄附の禁止ということで、90日間ということが出とる
わけです。選挙の期日前90日間は除くという形です。(成田政彦君「同
じことや。180日ということや」と呼ぶ)任期満了の前90日間。(成
田政彦君「前後やる、前後180日や」と呼ぶ)いえ。(成田政彦君「前
後合わせて90日」と呼ぶ)

議長(重里 勉君) 答弁はつきりしてくださいよ。

選挙管理委員会事務局長(橘 正三君) (続)前90日です。任期満了の
日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間を除くということで、
この間は禁止されるということでございます。

以上でございます。

議長(重里 勉君) 成田君。

21番(成田政彦君) 前90日ですな。そうすると、鳳凰会の会員、ここ
に現在挙げられた指名業者は、鳳凰会の会員は何社ですか。それをまず聞
きたいです。(「鳳凰会と違う」と呼ぶ者あり)清樟会の会員は何社です

か。

〔成田政彦君「現在、その当時で入った団体は。入った人は。会費なんか関係ないで。清樟会の会員でここに入ってる人よ、現在指名業者の中に」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 鳳凰会ではございません。清樟会は、先ほど御答弁申し上げます6社ということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） えらいこっちゃ、そしたら。森本入ったということやろ。入ったということやろ、森本も、そしたらその期間に。それで今も入るとこのや。どういうことですか、これ。公職選挙法第199条、どうなりますか、これ。あなたの選挙後90日のときに、毎月あったということはえらいことと違いますか、これ。公職選挙法199条、90日ですよ。90日ですよ。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の場合は前がございません。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） それなら後でもいいですわ。前は抜いて、後でも。前は抜くよ。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何回も答弁しますが、私の場合は任期満了というのはございませんので、前はないわけですね。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） あなたはいいかげんなことを言うてはいけませんよ。選挙のときに森本組という人からそういう寄附をいただいたら、その業者に対して指名をしてはならないということが公職選挙法、あなたね、それ任期でないということで、そういう政治姿勢でやっとなんですか、今。公職選挙法の、これ読んでみなさいよ、何回もこれ、この趣旨を、公職選挙法の趣旨を。何て書いてありますか、これ。もう一遍読みましょうか。公職選挙法の趣旨をもう一遍読みましょうか、これ。市長、公職選挙法199条を一遍読んでみなさいよ。特定の寄附の禁止というところを、これを読んでみい、一遍、どういうことが書いてあるか。事務局長読んでみい、

これ。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 失礼いたします。「公職選挙法第199条 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない」。

〔成田政彦君「選挙に関しては寄附してはならないと書いてあるやろ」と呼ぶ〕

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） （続）これ、順番に読んだらよろしいですか。「2 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行なっている者が、当該融資につき、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体から、利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。以下この条において同じ。）を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。」。よろしいですか。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 市長、今冒頭に読んだことですわな。199条には、請負その他……契約の当事者である者は、選挙に関し寄附をしてはならないと。あなたね、任期とかそういうことでごまかそうとしたけど、いわゆる選挙に森本組からそういう寄附行為を受けて、そして今度入札させてる。社会的、道義的においてもこのことが許されるかどうかというて一般市民に聞いてもわかりますよ、これは。なぜこのことが強く批判されるのか。どうですか、市長。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 失礼いたします。先ほどの読み上げました199条の件でございますけれども、これは当該選挙に関して寄附をしてはならないということでございますので、後援団体等に関しまし

ては規定してるものではないと思います。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） そんなものは一緒やがな。何を言うとんねん。選挙期間中に寄附行為、森本という寄附行為をさして、それで今度入札さしたんでしょ。（「一緒や。関係ない」と呼ぶ者あり）そんなこと聞いてないわ、僕は。明確にあなたの政治的、道義的責任が問われとるんですわ。森本組というあなたの会員に選挙の寄附行為を受けながら。何を言っとるんですか、あんた。

〔成田政彦君「もう一遍答えなさいよ。そんなもん納得できるかいな、そんな答弁で」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 選挙に関しという項目でございますから。

〔成田政彦君「そしたら寄附もらわんかったんか」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） そしたらあんた、寄附もらってないの。あなた寄附もらってないの、この森本組から。どうね、それをはっきりせえ。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 選挙に関してはございません。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 後援会としては。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 後援会は後援団体として、会費として現在はいただいております。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） その当時は、それならどういう形でお金をもらったの。もらったことあるの。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 当時は現在のような政治資金規正法改正前ですから、通常の後援団体ということでした。去年はね。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） そしたら、通常の後援会としてはいいただいとったと

いうこと。森本から通常の後援会としていただいとったということ。

〔小山広明君「議長、動議、会期延長の動議を提案したいと思
います」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） ちょっと待ってください。答弁を先に。

市長（向井通彦君） それは私がいただいてたんじゃなくて、そういう後援
団体として会費としていただいておったということでございます。

〔小山広明君「議長、会期延長の動議を出します。市議会規則第
6条による会期延長の動議を出したいんで、賛同よろしくお願
いします。賛成よろしくお願います。このままやったら議案
の審議ができないと思いますので、議会の責任として出された
議案を全部審議するために2日間の会期の延長を求めます」と
呼ぶ〕

〔巴里英一君「賛同者を求めたらええんや」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） ただいま小山君から今期定例会の会期を延長されたい
との動議が提出されましたが、所定の賛成者がございませんので、動議は
不成立であります。

〔松本雪美君「賛成、賛成」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 質疑を続行します。成田君。

21番（成田政彦君） それでは、角度を変えて市長に質問したいと思いま
す。

〔松本雪美君「賛成、諮ってないのと違うの」と呼ぶ〕

21番（成田政彦君） （続）質問中でありますので、よろしくお願いま
す。それでは総福の入札問題について私は市長に質問したいと思いま
す。

まず最初に、私が総合福祉センターの委員会の質問の中で、私は市長に
対してこういう質問をしたと思えます。過去、現在を問わず、市長の後援
会の会員は、この指名業者の中にはいないのかと、過去、現在、そういう
質問を私はしました。そのとき市長はどういう答弁されましたか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私はそのとき知らないと、会員名については現実に知
らなかつたわけでありますから、知りませんというふうに答えました。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 会長はだれですか。あなた、その清樟会の。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 会長は、私ではございません。別の方でございます。

〔「だれや」と呼ぶ者あり〕

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） さっき政治資金管理団体は私と言うたん違う、今。

質問に政治資金管理団体の責任者は私と言うたん違う、さっき答弁で。あんたそう言ったで、今。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 代表者は、私でございます。

〔成田政彦君「そうやる」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） まあ間違い、そら訂正します。会長でなく代表者。

あなた代表者でしょう。代表者はあなたでしょう。あなた、それを知らないんですか。代表者が知らないの。そして、清樟会は何月につくられたんですか、これ。平成何年の何月にこれをつくられたんですか。それを答えなさいよ。市長さん、お願いします。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 資金管理団体として届け出たのが平成7年の1月でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 7年の1月で、あなたが代表者であって、知らないと言って通りますか、これ。それで、清樟会は市長、何社加入してますか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何社というのは、企業というか法人ばかりではございませんで、個人もおりますから、63でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 企業は何社ですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 企業というのは、法人ですか。（成田政彦君「全部入れて。個人以外の企業」と呼ぶ）個人以外ですか、ちょっと分けにくいんですよね。いわゆる法人格を持っていると思われるのが約50ぐらいでございます。法人か個人かというのはちょっとあいまいなところがありますか

らね。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 60社でしょう。1月に清樟会が発足し、代表者があなたであり、60社でしょう。それが、9月の質問まで約8カ月たつとると。それを私の質問に知らない。普通の賢明な市長である向井市長が、代表者の向井市長がその企業名を知らない、賢明なあなたが知らないということを私は信じられないんや、これ。あのときうそ言ったのか、知らないということは。あのときあなた知ったとつたと言うなら、私はああやっぱりそら正直だったと思うけど、あのとき知らないと言うたら、私はあなたに陳謝を要求しますよ、今。61社、60数社で、しかも8カ月もたつとつて、あなた代表者なんや。（「何回も論議してる」と呼ぶ者あり）何回も論議しとるよ。それをね、知らないってね、あそこで。おれ過去、現在問わず何回もあなたに質問したんや。

議長（重里 勉君） 向井市長。

〔成田政彦君「いいかげんな。そんなもん知らないで通るかいな、こんなこと。常識で」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） 代表者が必ずそれを知ってないかんということではございませんで、私自身本当に知らなかったわけでありますのでね。

〔成田政彦君「そんな無責任な」と呼ぶ〕

〔「あんた、市長やないか」と呼ぶ者あり〕

市長（向井通彦君） （続）先ほど、この前の総福でそういう質問がございましたので、その後調べたということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 議長、そんな答弁は通りませんわ。何回私はこのことを論議しとるんですか、それ。そんな答弁は私はね、例えば代表者でない人、市長でない人ならわかりますよ。代表者で、市長であり、1月に後援会が発足しとつても知らないという、そんな無責任な発言は納得できませんわ、議長。納得できるか、こんなの。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 会期日程もあと5分を残すところになりました。このような論議が続いておりますと、とても今の出されてる議案が成立するとは考えられません。よって、休憩動議を提案します。

議長（重里 勉君） 質疑を続行します。成田君。

〔成田政彦君「答弁しなさいよ」と呼ぶ〕

2 1 番（成田政彦君） 市長、覚えていますか。過去、現在を問わず、何回かあなたに質問しとるんや。あんたに何回も質問した。あなたは何回知らないと言うたか。たしか2～3回知らないと言ったけども、このことは、3月に我が党の林議員が同じことを質問しとるんですわ。そしたら、市長が知らないということはないですな。そのとき市長はどう言いましたか。ここに答弁出てますよ。

〔松本雪美君「答えてください」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） はっきり覚えておりません。

〔林 治君「一番大事なことや。覚えとるやろ。市長が覚えてないというの無責任過ぎるよ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 成田君、もう終わりですか。

〔成田政彦君「まだ終わってない」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） 覚えてないってね、こう書いたあるわ。従来型の指名競争入札、あるいは最近行われつつありますような制限つき云々とあって、そういう不信あるいは御心配をおかけすることのないよう十分注意してやりますので、どうか御安心いただきたいと存じています。——これ、疑念が出てきた、今。疑念が出てきた、あんたに。

〔成田政彦君「そういうふうに答えとるがな、心配ないって。何で心配させるんや」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは入札方法についての御質問でお答えをした分でございます。

〔成田政彦君「違うよ。総福のことで」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 手を挙げていただきます。成田君。

2 1 番（成田政彦君） あんたね、この答弁の経過を読んだらいいですわ。政治資金、あなたの清樟会のことを述べて、総福、ずっと経過があって、経過の中であんたはこう述べとるんですわ。だから、あなたの後援会の経過の中でずうっと総福のこれ述べとるんですよ。そのことだけ今取り上げ

て、あなたがその経過の中でこういうことを述べとるんですわ。あんたね、そういう答弁ね。私はまじめな市長やと思ったんだけど、総福では3回も知らないと言って、今は代表者であり、それでもそのことについて何ら反省しないと。ちょっと疑惑を持ちますな。何でそんなに頑張るか、あんた。ちょっとおかしいわ、それ。全く納得できない、あんたの答弁。これだけはっきりしとるのに、なぜそんな答弁をいまだに続けるんですか。陳謝しなさいよ、知らないと言ったことに、まずあんた。まず陳謝しなさいよ、知らないと言ったことに。

8カ月も9カ月も経過しとる後援会ですわ。あなたは代表者であり、知らないと言って通じますか、それ。どこかの国会の答弁で知らないとかそういう、ようけ聞いたけどね、まさかあなたからそんなこと聞くとは思いませんでしたな。

〔小山広明君「議長、動議」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 小山君。

〔成田政彦君「質問中や」と呼ぶ〕

8番（小山広明君） 会期3日間を延長する動議を提出しますので、賛成の人、あるかどうか聞いてください。よろしくお願いします。3日間の会期延長の動議です。

議長（重里 勉君） ただいま小山君から出されました動議は取り上げられません。不成立です。

〔小山広明君「ここに書いてあるやないか。6条にちゃんと」と呼ぶ〕

〔成田政彦君「質問中や」と呼ぶ〕

〔巴里英一君「聞いてやらなあかん」と呼ぶ〕

〔「賛成て言うてやらなあかんのや」と呼ぶ者あり〕

議長（重里 勉君） 聞かいてもよろしいですよ。そっちから賛成という声が出てないから。聞く必要はないですよ。

〔小山広明君「それでかいな。じゃ動議、議長、動議」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 一事不再議です。同じ動議なら。

〔小山広明君「動議」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 会期4日間延長する動議を提出します。

議長（重里 勉君） ただいま午前0時となりました。これにて流会いたします。

午前0時 会期切れによる自然閉会

〔了〕

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 重 里 勉

大阪府泉南市議会副議長 市 道 貞 二

大阪府泉南市議会議員 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 真 砂 満